

【政策 1】人権・平和・男女平等参画

基本施策 1 人権・平和のまちづくりの推進

【施策統括課：市長室 主な関係課：オンブズマン事務局、公民館】

<現状と課題>

平成 28(2016)年に差別解消三法(略称：障害者差別解消法、部落差別解消法、ヘイトスピーチ解消法)が成立し、人権侵害や差別の解消に向けた法制度が整備され、自治体は地域の実情に応じた施策の実施が求められることとなりました。被差別部落やしょうがいしゃ、女性、子ども、LGBT¹、外国人などの分野において、市民・市職員一人ひとりが理解を深め、人権感覚を醸成することが必要であり、差別や偏見をなくし多様性を認め合い、互いの人権を尊重し合う地域社会を構築していくことが求められています。

平成 31(2019)年 4 月に「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」を施行し、ソーシャル・インクルージョンの理念を取り入れ、人権の尊重と多様性の理解を推進し、平和なまちづくりを目指すものとしています。今後は、同条例にもとづく、ソーシャル・インクルージョンの理念を市の全ての施策に活かすための取り組みが求められています。

国立市では、平成 29(2017)年 4 月に総合オンブズマン制度を発足し、市行政に対する苦情への簡易迅速な問題の解決に取り組んでいます。子どもの人権オンブズマンでは、子ども本人からの相談を中心にいじめや虐待などの相談を受けるとともに、子どもの人権意識を育むため、イベントへの参加や広報活動などを通じて周知・啓発活動を行っています。

これまでの行政において人権とは、公(行政)に対する個人の権利の保障という側面で捉えられてきました。しかし、市民等からは、私人間における人権侵害や差別の事案への行政としての働きかけを求める声が増えつつあり、従来の考え方からの転換が求められています。また、インターネット上の人権侵害への対処も課題の一つとなっています。

令和元(2019)年 12 月に東京都が「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」を制定しました。しょうがいしゃや高齢者等の現状の労働市場では仕事が見つかりにくい人を対象とし、インクルージョンの視点とビジネス的な手法を用いた働く場の創設が求められています。

平和への強い意思を世界に向けて発信するため、平成 12(2000)年 6 月に「国立市平和都市宣言」を制定しています。また、その 10 年後にあたる平成 22(2010)年には、「平和首長会議²」に加盟し、令和元(2019)年 10 月には、「第 9 回平和首長会議国内加盟都市会議総会」を国立市で開催しています。今後も、広島市、長崎市とともに国内外の自治体と連携を図り、核兵器廃絶、恒久平和の実現に向けて取り組む必要があります。

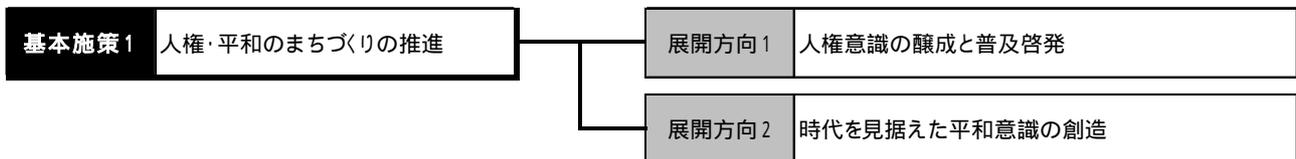
「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」において、6 月 21 日を「くにたち平和の日」として制定しています。戦後 75 年が経過し、戦争体験者が少なくなる中、平和の尊さや戦争の悲惨さ、日常と平和について市民と共に考える機会を創出する必要があります。

¹ LGBT(エル・ジー・ピー・ティー)とは、レズビアン(Lesbian)、ゲイ(Gay)、バイセクシュアル(Bisexual)、トランスジェンダー(Transgender)の方々の総称を表す頭字語。

² 昭和 57(1982)年に広島市長により、世界の都市が国境を越えて連帯し、共に核兵器廃絶への道を切り開こうと提唱され、この趣旨に賛同する世界各国の 7,700 を超える都市で構成された団体。2013 年 8 月 6 日、平和市長会議から「平和首長会議」に名称変更。

< 施策の目的及び体系 >

互いの多様性を認め合い、個人の人権を尊重することにより、不当な差別や暴力等の人権侵害を容認しない地域社会を築くとともに、先の時代を見据えて国際的な視点を持った平和意識の醸成を図ります。



< 展開方向1：人権意識の醸成と普及啓発 >

【目的】

ソーシャル・インクルージョン³の理念に基づき、市民が互いの人権や多様性について対話等を通じて考え理解し、尊重し合うことで全ての市民の人権が擁護され、あらゆる差別のない自分らしく暮らすことのできる社会を目指します。

【手段】

基本方針の策定、実態調査の実施、推進計画の策定を行うことにより、人権・平和のまちづくりを総合的に推進します。

市職員や市民、事業者に対して研修及び啓発活動を行い、ソーシャル・インクルージョンの理念の理解を促し、人権意識の醸成を図ります。

オンブズマン制度を活用し、市行政等の苦情及び子どもに対する人権侵害の救済を図ります。人権を取り巻く国内外の動向を注視しながら、インターネットや私人間における人権侵害等の課題を解消するための取り組みを行います。

市の様々な施策をソーシャル・インクルージョンの視点から毎年点検・評価をします。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI ⁴)	
				2023年	2027年
市が「人間を大切にする」まちづくりを行っていると思う市民の割合	%	国立市市民意識調査	-	令和2年度中に実績値を把握し、目標設定予定	
ソーシャル・インクルージョンに配慮された事務事業の割合	%	事務事業マネジメントシート	97.3 (2018年)	98.8	100

³ 「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という社会的包摂の概念。

⁴ 重要業績評価指標 (Key Performance Indicator) の略称。

<展開方向2：時代を見据えた平和意識の創造>

【目的】

平和とは、単に戦争や紛争がないだけでなく、貧困や搾取等の社会構造上の困難さがなく、そして、人々の間に不当な差別や暴力をはじめとする人権侵害を容認しない意識や他者への共感、相互の協力、対話といった行動が存在する状態を意味します。市民一人ひとりが平和への強い意志を持ち、国立市から広く社会に対して平和の尊さを発信していくことにより、安定した平和な地域社会の実現を目指します。

【手段】

「くにたち平和の日」「くにたち平和推進週間」等の事業の開催、原爆・戦争体験伝承者講話事業等を通して、次世代に向けて戦争や原爆の悲惨さや平和の大切さを語り継ぐとともに、多くの市民に「日常における平和」について考える機会を提供します。

平和首長会議等を通じて、他自治体や他機関との連携を行い、平和活動の推進を図ります。学校や公民館等において、平和教育を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
市が平和を大切にしているまちだと思う市民の割合	%	市民意識調査	-	令和2年度中に実績値を把握し、目標設定予定	
市の平和事業の参加者のうち、「当該事業が平和を考える機会となった」と回答した割合	%	事業アンケート	91.3 (2018年)	95.0	95.0

<現状と課題>

世界経済フォーラムが発表する「ジェンダー・ギャップ指数」において、近年、日本は「教育」と「健康」の分野では高いスコアを出していますが、「政治」と「経済」分野は低く、総合的に低い水準の状況が続いています。

東京都では、平成 29(2017)年度から 5 か年計画として、「東京都男女平等参画推進総合計画」が策定され、すべての都民が、性別にかかわらず個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる活動に参画し、責任を分かち合う男女平等参画社会の形成を目指しています。

国立市では、平成 30(2018)年 4 月に、「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」を施行し、市の男女平等参画の実現に向けた制度面での体系が整備されました。同年 5 月には、条例推進の拠点施設として「くにたち男女平等参画ステーション パラソル」を開設しています。また、取り組むべき課題や社会情勢の変化等から生じた課題に対応するため、条例に基づく推進計画として、「第 5 次男女平等・男女共同参画推進計画(計画期間:平成 28(2016)年度から令和 5(2023)年度)」を策定し、男女平等参画の意識醸成、防災分野における推進、多様な性の理解促進、DV(ドメスティック・バイオレンス)被害者支援対策、計画の推進体制構築など、各所管において個別の事業が展開されています。

今後も女性・男性・LGBT¹等を含む多様な性など、あらゆる性別に関わらず、だれもが自由に生き方を選択できる男女平等参画社会の実現に向けた施策展開が必要です。

LGBT や事実婚の方を対象とするパートナーシップ制度を実施している自治体が増加する中、国立市においても LGBT 等の当事者からの要望を受け、制度の導入に向けた取り組みを進めることとしています。

女性に対する差別や暴力、離婚問題、子育ての相談、ひとり親家庭の貧困、性と生殖に関する健康と権利に関するケアなど、一人ひとりの生き方や家族形態の多様化への対応が求められています。

DV 被害者支援については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正により、市町村の基本計画策定に関して努力義務が課されています。国立市では、「第 5 次男女平等・男女共同参画推進計画」に「国立市ドメスティック・バイオレンス対策基本計画」盛り込み、DV 被害者支援に関する施策を進めています。

DV 被害者支援に関する施策の推進に当たっては、DV 被害者の個人情報の管理等を徹底した上で、庁内の関連部署が情報を共有し連携すること、特に児童虐待対応部署との連携強化が重要になります。また、庁内だけでなく、民間支援団体等の外部の関係機関とも連携し、きめ細かな支援(エンパワーメント²)を行うことが必要です。さらに、被害者の多くが女性であることから、女性が安心して相談できる相談体制づくりの構築と共に、近年、被害が顕在化してきている男性や LGBT 当事者に対しても支援(エンパワーメント)を行う必要があります。

女性の中には、貧困や配偶者等からの暴力に加えて、しょうがいがあることや外国にルーツを持っていること等の複合的な要因により、困難な状況におかれている方もおり、このような方

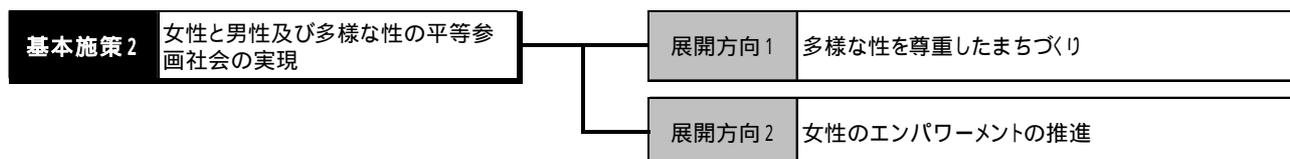
¹ LGBT(エル・ジー・ビー・ティー)とは、レズビアン(Lesbian)、ゲイ(Gay)、バイセクシュアル(Bisexual)、トランスジェンダー(Transgender)の方々の総称を表す頭字語(頭文字をつづり合わせて作った言葉)。

² エンパワーメント(Empowerment)とは、その人の本来持つ力を発揮できるように支援し、環境を整えること。

に対し、外部の関係機関や民間支援団体等と連携しながら支援（エンパワーメント）していくことが求められています。

< 施策の目的及び体系 >

性別、性的指向、性自認に関わらず、誰もが多様な生き方を自由に選択でき、自分らしく豊かに暮らすことのできる地域社会を目指します。また、女性のエンパワーメントを図るための環境を整えると共に、DV やセクシュアル・ハラスメント等の防止に向け、地域と連携した取り組みの充実を図ります。



< 展開方向 1 : 多様な性を尊重したまちづくり >

【目的】

性別に関わらず、誰もが多様な生き方を自由に選択することができ、自分らしく豊かに暮らすことのできる地域社会を目指します。

【手段】

男女平等意識の醸成を図るため、市民や事業者に対し情報提供や研修及び啓発活動を行います。学校教育・社会教育その他の生涯を通じたあらゆる教育の場において、男女平等参画に関する教職員等への研修、啓発等を行うと共に、児童・生徒への意識の醸成を図ります。

家事、育児、介護等の家庭生活における活動と職場、地域、学校等における活動の調和のとれた生活が送れるよう、ワークライフバランスを推進します。

SOGI とは、性的指向(Sexual Orientation)と性自認(Gender Identity)の頭文字をとった総称であり、すべての人の性のあり方に当てはまる、LGBT より広い概念です。性的指向と性自認は、すべての人に関わる人権の問題であり、SOGI により差別や偏見等が生じている状態を解消するための啓発や相談支援の充実を図ります。

婚姻、通院、就職等の LGBT 当事者が抱える生活上の課題について、当事者と共に解決策や制度等を検討します。また、アウティングを防止するための取り組みを行います。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
市の施策に女性の視点が十分に反映されていると思う市民の割合	%	国立市市民意識調査	-	令和2年度中に実績値を把握し、目標設定予定	
男性が家事、育児、介護等に十分に参加していると思う市民の割合	%	国立市市民意識調査	-	令和2年度中に実績値を把握し、目標設定予定	
「LGBT」あるいは「SOGI」という言葉を知っている市民の割合	%	国立市市民意識調査	-	令和2年度中に実績値を把握し、目標設定予定	

<展開方向2：女性のエンパワーメントの推進>

【目的】

女性が自分らしい生き方を選択するとともに、家族や学校、会社、政治、地域などにおける様々な意思決定過程に参画し、自律的な力をつけて発揮すること（女性のエンパワーメント）を可能とするため、ライフステージにおける様々な問題の解決や、DV等の困難な状況の改善を図ります。

【手段】

女性に対する不当な差別や暴力を防止するため、地域の関係機関や民間支援団体と連携しながら、DV被害者等の安全確保と自立に向けた伴走型のパーソナルサポートを実施します。

全ての女性のエンパワーメントを図るため、性と生殖に関する健康と権利、仕事と子育て、DV、ハラスメントなど、女性のライフステージに関する必要な情報提供を積極的に行い、各種相談事業等を実施します。

くにたち男女平等参画ステーションを拠点施設として、様々な手法を活用し啓発事業に取り組みます。特に若年層に対して、男女平等参画やDV等に関する理解を促すため、学校等と連携した啓発事業を行います。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
女性が様々な意思決定過程に参画していると思う市民の割合	%	国立市市民意識調査	-	令和2年度中に実績値を把握し、目標設定予定	
女性相談件数	件	国立市における延べ女性相談件数	328 (2018年)	380	420
DV等を受けた時に、どこにも相談しなかった（できなかった）市民の割合	%	多様な性と人権に関する市民意識調査	50.7 (2019年)	38.0	26.0

【政策2】子育て・教育

基本施策3 安心して子どもを産み育てられる子育て支援

【施策統括課：子育て支援課 主な関係課：児童青少年課、施策推進担当】

<現状と課題>

我が国の年間の出生数は、第1次ベビーブーム期には約270万人、第2次ベビーブーム期には約200万人に上っていましたが、昭和50(1975)年に200万人、昭和59(1984)年に150万人をともに割り込み、その後、平成3(1991)年以降は増減を繰り返しながら、緩やかな減少傾向で推移し、平成30年(2018)年には約92万人となっています。

このような背景の下、少子化対策は国を挙げて取り組むべき極めて重要な政策課題となっています。国は、平成24(2012)年8月に公布した「子ども・子育て関連3法¹」に基づき、平成27(2015)年4月から「子ども・子育て支援新制度」を本格施行し、住民に最も身近な市区町村が幼児期の学校教育・保育、子育て支援のニーズを把握する中で、認定こども園・幼稚園・保育所等の整備を総合的に進めることとしています。

国立市においても、「国立市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、待機児童解消のため保育の量的拡大・確保を行うとともに、教育・保育の質の向上を目指していくこととしています。特に、女性の社会参画が進んだことにより保育ニーズは高まっており、平成28(2016)年以降、4園の保育園新設、2園の認証保育所の認可保育園化などを行い、保育定員の拡大に努めてきました。しかしながら、依然として待機児童ゼロには至っていません。

国の政策により令和元(2019)年10月からは幼児教育・保育の無償化が開始されています。これにより保育ニーズが喚起された側面もあると推測されます。平成31(2019)年4月1日時点では、待機児童は0~1歳児に集中しており、ニーズに応じた保育園整備や幼稚園への入園促進のためのPRなど、多様な手段を組み合わせるライフスタイルに合った待機児童対策の推進が必要となります。

1人の女性が一生に産む子どもの平均人数を示す合計特殊出生率について、過去4年間の推移をみると、国立市では1.24~1.25で推移しています。平成29(2017)年の国立市の合計特殊出生率は1.25となり、全国の1.43を下回り、人口維持の目安とされる2.08には遠く及ばない状況です。また、多摩地域の市部全体の1.28も下回り、26市の中では高い方から15番目という状況にあります。

今後、将来にわたり活力ある地域経済社会を維持していくためには、既存の子育て支援サービスの充実に加え、子どもを安心して産み育てることができる環境づくりのため、ハード・ソフトの両面から、各家庭のニーズやライフステージに合わせた切れ目のない支援など積極的に取り組む必要があります。

「児童福祉法」と「母子保健法」が改正され、妊娠期から乳幼児期における継続的かつ包括的な支援を行うため、自治体には「子育て世代包括支援センター」の設置が努力義務として課されました。

国立市では、平成29(2017)年7月に組織改正を実施し、母子保健部門と子育て支援部門の組織的な統合を図るとともに、子ども総合相談窓口「くにたち子育てサポート窓口」を開設しま

¹ 「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」を合わせて、「子ども・子育て関連3法」と呼ばれている。

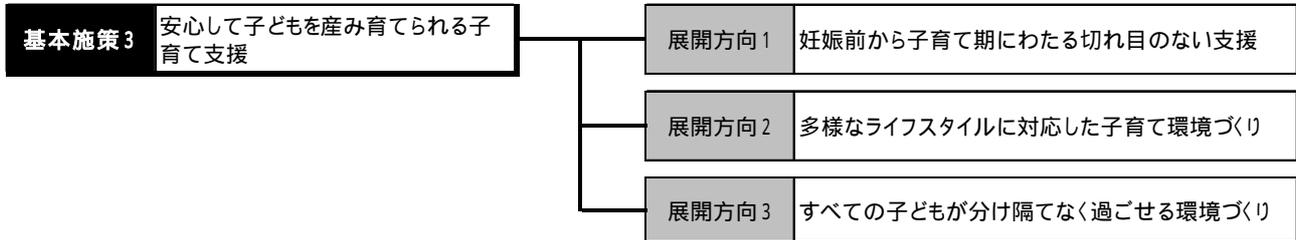
した。「くにたち子育てサポート窓口」では、母子手帳交付の機会を活用した保健師による妊婦全数面接を実施しているほか、子育て支援等の情報や手続きをワンストップで提供する機能を備えています。今後、相談に関する機能を強化し、母子保健機能と子育て支援機能のさらなる連携強化を図る必要があります。

また、近年の児童虐待事件の増加を受けて、保護者による体罰の禁止を規定した「改正児童虐待防止法」、「改正児童福祉法」、「東京都子供への児童虐待の防止に関する条例」が制定され、親権者に必要な範囲で子どもを戒めることを認めている「民法」の「懲戒権」についても、その在り方が検討されることとなりました。今後は、児童相談所と子ども家庭支援センターを中心に、児童相談支援機関が連携・協力しながら、「体罰等によらない子育て」の普及啓発及び推進を図っていくことが求められています。

子育て家庭の多様なライフスタイルに対応しながら、保護者の子育てに対する負担感や不安感を軽減し、より多くの市民が地域の中で安心して子どもを育てることができるよう、地域社会全体で子育てをしっかりと見守り・支える環境の充実を図る必要があります。

< 施策の目的及び体系 >

妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援を通じて、親が子育て力を高めていくことによって、楽しみながら子育てをすることができるまちを目指します。



< 展開方向1：妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援 >

【目的】

家庭や地域の中で安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠前から子育て期の切れ目のない支援により、子育てしやすい環境を整えます。

【手段】

子育て世代包括支援センター事業を推進し、産後ケアなどの母子保健施策を充実させながら、妊産婦及び乳幼児の健康を守り、子育て支援施策と一体的に展開していくことによって、子どもが健やかに成長・発達出来るよう継続的・包括的に支援します。

これから子どもを産み育てようとする市民の、子育てに関する制度への疑問や不安を解消できるよう、積極的な情報提供と相談支援を行います。

親としての学び・成長への支援として、子育て講座や両親学級などの充実を図ります。

子どもへの虐待予防対策を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2023 年	2027 年
合計特殊出生率	-	人口動態統計(東京都福祉保健局)における国立市の値	1.25 (2017 年)	1.35	1.45
子育てのしやすい環境が整っていると思う市民の割合	%	国立市市民意識調査 (18 歳以下の子どもがいると回答した市民を対象)	55.6 (2017 年)	60.6	65.6
この地域で今後も子育てをしていきたいと思う保護者の割合	%	乳児・1 歳 6 か月児・3 歳児健康診査問診票	96.6 (2017 年)	97.6	98.6

<展開方向2：多様なライフスタイルに対応した子育て環境づくり>

【目的】

子育て家庭の多様なライフスタイルに対応し、地域全体で子育てを支援する環境をつくります。

【手段】

ニーズに対応した保育施設の拡充に努め待機児童解消を進めます。

幼稚園が実施する長時間の預かり保育への支援を行うとともに、幼稚園の保護者に対するPRを支援することで、保護者に対して多様な選択肢を提供します。

国立駅南口複合公共施設整備基本計画及び矢川公共用地(都有地)の活用計画に基づき、交流とにぎわいのある良好な子育て・子育て環境の整備に向けて取り組みます。

子育て家庭を地域住民が見守り、協力する体制を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
待機児童数(保育必要量)	人	各年4月1日現在、認可保育所入所希望者のうち、利用不可となった児童の人数(新定義)	46 (2019年)	0	0

<展開方向3：すべての子どもが分け隔てなく過ごせる環境づくり>

【目的】

すべての子どもがその生まれた環境に左右されることなく成長できるまちを目指します。また、成長・発達に配慮が必要な子どもと家庭に対し、早期からの支援により安心して子育てと子どもの成長を見守ることのできる環境の整備を図ります。

【手段】

ひとり親家庭の自立支援施策の充実を図るとともに、子ども本人の生き抜く力を高める支援を行うことより子どもの貧困対策を進めます。

発達が気になる乳幼児の保護者の方へ「早期の気づき」に向けた取組を進めます。

発達が気になる子どもについて、相談体制の充実を図るとともに、児童発達支援センターや市内の児童発達支援事業所などの関係機関や就学相談事業や教育相談事業との連携強化に努め、成長・発達に応じた切れ目のない支援の充実を図ります。

子ども家庭部や教育委員会、健康福祉部など、複数の部署が関わる外国籍の子どもと家庭への相談体制については、「くにたち子育てサポート窓口」が関連部署を繋ぎながら、取り組みを進めていきます。

認可保育園での医療的ケア児等の受け入れについて、調整指数による利用調整を前提としつつ、個別の相談や主治医、園医との情報共有等、きめ細かな調整を経る中で受け入れ体制を整えるなど対応を図ってまいります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
自己肯定感のある児童・生徒の割合 (上段：小学校、下段：中学校)	%	全国学力・学習状況調査において自己肯定感があると回答した国立市の児童生徒の割合(各年4月現在)	85.8 73.6 (2018年)	87.0 74.5	88.5 76.0

基本施策 4

すべての子どもが自分らしく生きられる子育て支援

【施策統括課：施策推進担当】

主な関係課：児童青少年課、子育て支援課、しょうがいしゃ支援課、オンブズマン事務局】

<現状と課題>

近年、都市化の進行等により地域力が弱まり、子どもたちの間でも地域における友人や異年齢との交流が減少しているといわれています。また、家族形態や経済的な理由等により子どもの貧困や児童虐待が社会的問題となる一方、子ども自身が、いじめ、不登校やひきこもり・ニートといった様々な課題を抱える中、地域や学校そして家庭で孤立する子どもや若者が目立つようになり、社会全体で支える取組が必要とされています。

国は、平成 22(2010)年 4 月に「子ども・若者育成支援推進法」を施行し、これを受けて全ての子ども・若者の成長、発達を応援するとともに、困難を抱えている子ども・若者やその家族の支援を目的とした「子ども・若者ビジョン」を同年 7 月に策定しました。また、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状態にある子どもが健やかに育成される環境を整備するため、平成 26 (2014)年 1 月の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の施行を受け、「子どもの貧困対策に関する大綱」を策定し、具体的な支援策等を示しています。

国立市では、平成 28(2016)年度から 8 年間の計画として、「第三次国立市子ども総合計画」を策定しました。この計画では、子どもを育てる大人や家庭への支援である「子育て支援」だけでなく、子ども自身を中心に据え、子ども自身が自らの力で心身共に成長することを支援する「子育て支援」という考え方を大切に、そのさらなる充実を目指しています。

この「子育て支援」の考え方に立って、「子どもの最善の利益」を実現するため、いじめ・虐待・不登校・性の問題・しょうがい・外国籍など多様な背景を持つ子どもたちが、1 人の例外もなく、自分らしく健やかに、主体性や社会性を身に付け生きていけるよう手立てを打つことを掲げています。

その中で、子どもの命・存在・成長発達を、家庭・学校・施設・地域が全体で支えることにより、子ども自身が支えられているという実感が持てる環境づくりが求められています。そのためには、子ども自身からの相談を受け入れる体制の充実と子ども参画の仕組みづくりを推進する必要があります。

平成 29(2017)年 4 月に国立市総合オンブズマンが発足し、そのうちの一つの機能である子どもの人権オンブズマンでは、子ども本人からの相談を中心にいじめや虐待などの相談を開始しました。子どもの人権オンブズマンは、子どもの人権意識を育むため、イベントへの参加や広報活動などを通じて周知・啓発活動も行っています。

平成 27(2015)年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」が本格施行となり、地域の実情に応じた子ども・子育ての支援の充実を図ることが求められています。共働き家庭等のいわゆる「小一の壁」を打破するとともに、次世代を担う人材の育成を目的に、全ての就学児童が放課後等を安心・安全に過ごし多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後子ども総合プラン」が打ち出されています。

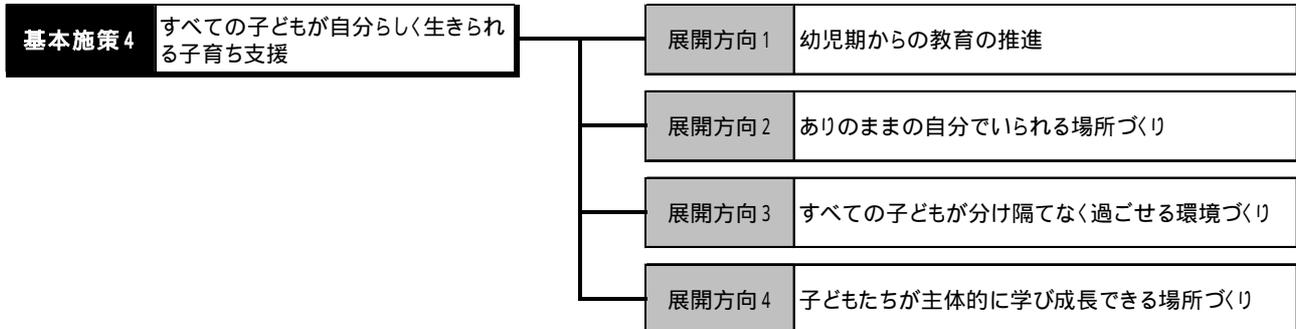
国立市においても、学童保育所と放課後子ども教室の一体型整備を基本とする、放課後子ども総合プランの行動計画を策定しました。今後、様々な体験活動や地域との交流を通して、子どもたちが主体的に学び成長できる機会と場所づくりを進める必要があります。

平成 30(2018) 年 4 月に新たな「幼児教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が施行されました。これら 3 つの要領等では、3 歳児以上の幼児教育に関する記載がおおむね共通化され、保育所が幼稚園や幼保連携型認定こども園と同様に「幼児教育施設」として位置づけられました。また、幼児教育から就学後のつながりも明確化され、「保育所保育指針」においては、0 歳からの幼児教育の重要性が記載されました。

国立市では、平成 30(2018) 年度より「幼児教育推進プロジェクト」を開始し、子育てひろば「ここすき！」の運営や幼児教育講演会の開催など子どもが将来に向かって生き抜く力を身につけていくための基礎となる「非認知スキル」を育てる環境づくりを推進しています。幼児教育は、試行錯誤を繰り返しながら効果的な事業手法を確立させる必要があり、また、効果が表れるまでに時間がかかることから、今後、「幼児教育推進プロジェクト」を継続・発展させていく必要があります。

< 施策の目的及び体系 >

子どもが本来持っている権利を守り、常に「子どもの最善の利益」の実現のため、また、自立した人間として必要な社会性や判断力、豊かな感性を身につけ成長を遂げられるよう、家庭や学校、その他関係機関及び地域との連携を図りながら、「ここで生まれ、ここで子ども時代を過ごすことができ良かった」と思えるまちを目指します。



< 展開方向 1 : 幼児期からの教育の推進 >

【目的】

これからの未来を支える子どもたちのために、成長段階に応じた質の高い教育・保育環境を整えます。

【手段】

幼児教育推進プロジェクトを継続・発展させ、子どもが将来に向かって生き抜く力を身につけていくための基礎となる「非認知スキル」を育てる環境づくりを推進します。

市内幼稚園、保育園、認定こども園や社会福祉法人くにたち子どもの夢・未来事業団との連携を強化します。

幼児教育推進プロジェクトを土台として、矢川複合公共施設内において幼児教育センター事業を実施し、市全体の幼児教育水準の向上を図り、まちぐるみ・地域ぐるみで子どもたちを育てる環境づくりの推進を図ります。

新たなステージへ進む子どもたちの円滑な就学に向けた幼保小連携の課題に取り組みます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
幼児教育推進事業への参加者数	人	同左	349 (2018年)	600	800

<展開方向2：ありのままの自分でいられる場所づくり>

【目的】

相談・支援体制の強化や課題を抱える若者支援を推進することで、子どもや若者が自分らしく意見や気持ちを表現できる環境づくりや、いじめや虐待といった様々な人権侵害から子どもを守ります。

【手段】

子どもの権利を尊重するため、子どもの権利を守る仕組みづくりを推進するとともに、子どもの権利を具体化する子ども参画の仕組みづくりを推進します。

子どもへの虐待防止対策の強化を図ります。

子ども自身からの相談を受ける体制の充実を図ります。

子どもの人権オンブズマンの周知・啓発に努め、子ども自身から相談しやすい環境を作ります。

ひきこもりなどの課題を抱える子どもや若者への社会的自立に向けた支援を行います。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
子どもが市政やまちづくりなどの事業等に参加した参加者数	人	市政やまちづくりなどの事業等に主体的意識をもって準備段階等から参加した子どもの数	197 (2018年)	250	290
子ども自身からの相談の受付件数	件	子ども人権オンブズマン、子ども家庭支援センター、教育相談室及び児童館・学童保育所にあった、子ども自身からの相談の件数	171 (2018年)	218	265

<展開方向3：すべての子どもが分け隔てなく過ごせる環境づくり> 再掲

【目的】

すべての子どもがその生まれた環境に左右されることなく成長できるまちを目指します。また、成長・発達に配慮が必要な子どもと家庭に対し、早期からの支援により安心して子育てと子どもの成長を見守ることのできる環境の整備を図ります。

【手段】

ひとり親家庭への自立支援施策の充実を図るとともに、子ども本人の生き抜く力を高める支援を行うことにより子どもの貧困対策を進めます。

発達が気になる乳幼児の保護者の方へ「早期の気づき」に向けた取組を進めます。

発達が気になる子どもについて、相談体制の充実を図るとともに、児童発達支援センターや市内の児童発達支援事業所などの関係機関や就学相談事業や教育相談事業との連携の強化に努め、成長・発達に応じた切れ目のない支援の充実を図ります。

子ども家庭部や教育委員会、健康福祉部など、複数の部署が関わる外国籍の子どもと家庭への相談体制については、「くにたち子育てサポート窓口」が関連部署を繋ぎながら、取り組みを進めていきます。

認可保育園での医療的ケア児等の受け入れについて、調整指数による利用調整を前提としつつ、個別の相談や主治医、園医との情報共有等、きめ細かな調整を経る中で受け入れ体制を整えるなど対応を図ってまいります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
自己肯定感のある児童・生徒の割合 (上段：小学校、下段：中学校)	%	全国学力・学習状況調査において自己肯定感があると回答した国立市の児童生徒の割合(各年4月現在)	85.8 73.6 (2018年)	87.0 74.5	88.5 76.0

<展開方向4：子どもたちが主体的に学び成長できる場所づくり>

【目的】

子どもが様々な体験活動や異年齢との交流等により、豊かなこころを育み、地域における子どもの居場所を拡大するとともに、「子育て」を地域で支える仕組みづくりを推進します。

【手段】

(仮称)矢川プラス兼矢川複合公共施設の整備に向け、児童館機能の強化を推進するとともに機能の見直しを図り、子育て家庭や様々な子どもが安心して成長できる居場所づくりを推進します。

放課後子ども総合プランを推進し、放課後の子どもたちの成長等を促すために、子どもたちが有意義に過ごすことができる環境を整えます。

子どもたちが自主性や社会性、創造性等を身につけ、自立に向けた「生きる力」を育ていけるように、子どもたちの学びや体験機会の充実を図ります。

国内・海外等への派遣を通して、青少年育成や世界を舞台に活躍するグローバルな人材の育成を推進します。

子どもたちが地域の中でいきいき活動できるように、青少年地区育成活動や居場所づくりを行う団体の育成を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
児童館や学童保育所、放課後子ども教室などに参加し、友達と学びや体験ができて楽しいと思う児童の割合	%	アンケート調査で把握	93.7 (2018年)	毎年度90%以上	

基本施策 5 学校教育の充実

【施策統括課：教育指導支援課

主な関係課：指導担当、教育総務課、教育施設担当、学校給食センター、建築営繕課】

<現状と課題>

国立市立学校は、児童・生徒が主体的に学習に取り組み、学習習慣の定着を進める中で、確かな学力の定着が図られています。今後は、しょうがいのある子どもや外国にルーツのある子ども、家庭環境や生活上の課題を抱える子ども等を含めた全ての子どもが、学び合う中で互いの多様性を認め支え合う教育活動を推進していく必要があります。

国立市立学校では、教育目標を達成し、学ぶ権利を保障するため、「人権尊重の精神と社会性の育成」、「生きる力をはぐくむ学校教育の推進」、「特色ある開かれた学校づくり」に重点を置き、学校教育の充実を図ってきました。今後は、教育大綱の実現に向けて、市長と教育委員会が連携・協力し、より一層の施策の推進を図る必要があります。

平成 31(2019)年 4 月に施行した「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」を踏まえてソーシャルインクルージョンの理念の下、一人一人を大切にしたい学校教育を推進し、互いの多様性を認め合い人権を尊重することによって平和なまちづくりを担う子どもたちを育てる必要があります。

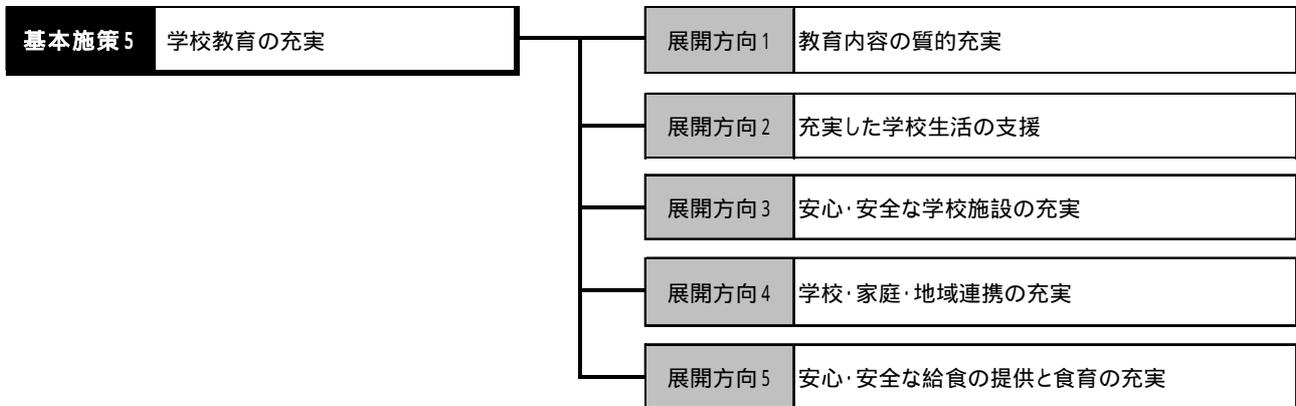
校舎等の学校施設については、安全性の観点から非構造部材の耐震改修工事を進めています。第二小学校及び第五小学校は、校舎等の更新時期が迫ってきており、他の学校においても順次更新時期を迎えることとなります。また、昨今の猛暑への対策が必要となっていることや学校施設は災害時に避難所となることから、体育館への空調機設置が求められているほか、トイレの洋式化等の教育環境の向上が求められています。今後は、平成 29(2017)年に策定した国立市学校施設整備基本方針や国立市公共施設総合管理計画に基づき、上記教育環境の維持向上も念頭におきつつ、学校施設の長寿命化や適正な配置も視野に入れながら、計画的に取り組む必要があります。

学校評議会制度や地域人材を学校教育に登用し、地域との連携を強化する中で、子どもたちの「生まれ育ったまち・くにたち」を愛する心や大切に思う気持ちの醸成、さらには「文教都市くにたち」を標榜するにふさわしい、教育の質の向上に向けた取組を総合的に推進する必要があります。

- 学校給食については、引き続き充実させるとともに、健康な食生活を支える食育の充実を図ることで、子どもの健やかな身体を育ませるため、出前授業等の諸事業の積極的な実施と地産地消の取組を強化する必要があります。

< 施策の目的及び体系 >

学校と家庭、地域の連携により、児童・生徒が自ら考える力を身につけ、社会的な自立に向けた豊かな人間性を培う教育力の高いまちを目指します。



< 展開方向1：教育内容の質的充実 >

【目的】

「文教都市くにたち」の確立に向け、教職員の指導力向上を図るとともに、個に応じた指導の充実を図ることで、全ての子どもが生き生きと学校生活を送り、確かな学力・豊かな人間性・健やかな身体などの生きる力を養います。

【手段】

児童・生徒に確かな学力を定着させるため、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進め、主体的に参加する学習指導を推進します。

児童・生徒の自己肯定感を高めるため、他者との関わりの中で自分自身を価値ある存在として捉える教育活動を推進します。

児童・生徒が人間のあらゆる活動の源である体力を身に付け、健全な身体を育てるため、積極的に運動やスポーツに親しむ教育活動を推進します。

児童・生徒の教育的ニーズを把握し、個々の事情に応じた教育体制の整備・充実を図ります。発達支援事業との連携により、成長・発達に配慮が必要な子どもと家庭に対し、切れ目ない支援を行います。

幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図るための幼・保・小連携や小・中学校連携の取組を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
都の学力調査において下位層(C・D層) ¹ となった国立市の児童・生徒の割合 (上段：小学校、下段：中学校)	%	東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」において、下位層(C・D層)に区分された国立市の児童生徒の割合(各年8月現在)	42.7 44.1 (2018年)	42.0 44.0	41.0 43.0

¹ 同調査の全対象者について、得点分布により4等分した層のうち、平均点を下回った層(C・D層)を下位層と呼ぶ。各層は東京都全体の平均正答率の得点分布により区切られるため、国立市の児童・生徒の学力が全体的に向上することにより、下位層の割合を下げるができる。

全国体力調査における国立市の児童・生徒の体力合計点の平均点数 (上段：小学校、下段：中学校)	点	同左	46.8 46.9 (2018年)	47.5 47.5	48.5 48.5
自己肯定感のある児童・生徒の割合 (上段：小学校、下段：中学校)	%	全国学力・学習状況調査において自己肯定感の有無に肯定的に回答した国立市の児童生徒の割合(各年4月現在)	85.8 73.6 (2018年)	87.0 74.5	88.5 76.0

<展開方向2：充実した学校生活の支援>

【目的】

児童・生徒が主体的に課題を解決しながら、充実した学校生活を送ることができるようにします。

【手段】

しょうがいや外国にルーツのある子ども等を含めた全ての児童・生徒の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、個に応じた適切な支援を推進します。

児童・生徒がいじめは絶対許されないことを自覚し実践できるよう、いじめについて深く考え理解するため、道徳の授業や、生徒会等による主体的な取組を推進します。

児童・生徒にとって学校が「魅力ある場所」と感じることができるようにするため、一人一人の状況に応じたきめ細かい対応を推進します。

児童・生徒が、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開ける持続可能な社会の創り手となれる教育を推進します。

「働き方改革関連法案」や都や国のガイドラインに基づき、校務を支援する人材や校務支援システムを導入し、教育活動向上のために教員の働き方改革を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
特別支援教室の利用割合 (小学校/中学校)	%	特別支援教室を利用する児童・生徒の全児童・生徒に対する割合	3.58 3.30 (2018年)	3.70 3.40	3.80 3.50
不登校児童・生徒の出現率 (小学校/中学校)	%	問題行動等調査における不登校者数【年間30日以上】の割合	0.90 5.21 (2018年)	0.80 4.50	0.80 4.50
いじめの解消割合 (上段：小学校、下段：中学校)	%	学校生活において発生したいじめのうち、年度内に一定の解消をみた案件の割合(教育委員会調査)	95.1 96.5 (2018年)	95.5 95.5	96.0 96.0

<展開方向3：安心・安全な学校施設の充実>

【目的】

豊かな学びを支えるための基盤となる施設環境を整えます。

【手段】

非構造部材の耐震補強や大規模改修など、学校設備の改善・充実を図ります。

老朽化が進んでいる、第二小学校、第五小学校について、学校、保護者及び地域住民等の関係者の意見を聴きながら建替えに向けた取組を進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
小・中学校の校舎非構造部材耐震化の割合	%	小・中学校の校舎非構造部材(天井材、照明器具)の耐震化の割合	22.7 (2018年)	54.5	81.8
洋式トイレの割合	%	小・中学校の児童・生徒用トイレ(個室)における洋式トイレの割合	56.0 (2018年)	80.0	80.0
小中学校の屋内運動場空調設備設置率	%	小中学校10校中(二小除く)屋内運動場に空調設備を設置した割合	0 (2018年)	100.0	100.0

<展開方向4：学校・家庭・地域連携の充実>

【目的】

地域と共に歩む学校づくりを進め、学校・家庭・地域が連携し共に支えあう教育と、地域の核となる学校の実現を目指します。

【手段】

学校が地域に開かれた教育を進めるため、週休日等の学校公開を推進します。

学校が地域住民等の協力を得た教育活動を進めるため、学校活動協力者や部活動外部指導員、TA等の人材活用を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
保護者・地域に公開するために週休日等に実施した学校公開の回数	回	国立市立小・中学校の週休日等に実施した学校公開の回数	75 (2018年)	85	95
学校の教育活動に招聘した地域協力者の人数	人	授業等に招聘した、地域活動協力員、部活動外部指導員、TA等の人数	306 (2018年)	310	330

<展開方向5：安心・安全な給食の提供と食育の充実>

【目的】

学校給食を充実させ、子どもの健やかな身体を育む食育の充実を図ります。

【手段】

現在、老朽化の進んでいる給食提供施設について、継続して安心・安全な給食の提供を確保するため、現在と別地で新たな給食センター建設を進めますが、その際はPFI手法等の民間のノウハウを活用することを検討します。

給食を通じた食教育を向上させるため、出前授業等の諸事業の実施を推進します。

食育の一環として、給食センターにおける地産地消の取組を強化するため、地元農家との連絡協調を積極的に推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
学校及び給食センターにおける保護者試食会にて満足した人数の割合	%	試食会における保護者アンケート	98.4 (2018年)	100	100
食育事業実施回数	回	同左	11 (2018年)	22	22
給食センターにおける食材の地産地消割合	%	同左	12.5 (2018年)	18.0	20.0

【政策3】文化・生涯学習・スポーツ

基本施策6 文化・芸術活動の推進と歴史・文化遺産の適切な保護

【施策統括課：生涯学習課 主な関係課：公民館】

<現状と課題>

国においては、平成 29(2017)年に「文化芸術振興基本法」が改正され、文化芸術そのものの振興に加え、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等文化芸術に関連する分野の施策についても法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出されるさまざまな価値を、文化芸術の継承、発展及び創造につなげていくことの重要性が明らかにされました。

平成 30(2018)年には「文化財保護法」が改正され、文化財の滅失や散逸等の防止を緊急の課題とし、文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことや地方文化財保護行政の推進力の強化について規定されました。

都では、平成 27(2015)年に「東京文化ビジョン」を策定しました。本ビジョンは、「多彩な文化拠点の魅力向上により、芸術文化都市東京の発信力を強化」「あらゆる人が芸術文化を享受できる社会基盤の構築」「教育、福祉、地域振興等、社会や都市の課題に、芸術文化の力を活用」などをはじめとする8つの文化戦略に基づき、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を視野に入れながらも、本大会のレガシー¹として東京を世界のどこにもない文化都市にするための施策展開が図られています。

○2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けては、文化面での取組として、これまでに「Tokyo Tokyo FESTIVAL(旧東京文化プログラム)」として多彩なジャンルの文化事業が開催されており、都内区市町村との連携が図られるなど、伝統と現代の共存をはじめとした独自性・多様性を持つ東京の文化を発信していくための取組が展開されています。

国立市では、より多くの市民に優れた芸術文化にふれてもらうことを目的とした各種講演会を開催しているほか、市民の芸術文化の普及振興を図り、もって地域文化の創造と向上に寄与するため、昭和 62(1987)年に「くにたち市民芸術小ホール」を整備し、多くの市民の利用に供されています。

国立駅周辺には、文教地区にふさわしい落ち着いたまちなみが広がるとともに、多くのギャラリーやアートスペースが軒を連ねています。一方、甲州街道以南の南部には「ハケ」と呼ばれる段丘崖線が連なり、貴重な自然環境や歴史・文化遺産、伝統文化が数多く残されています。現在くにたち市民芸術小ホールでの文化芸術事業や「青少年音楽フェスティバル」などの文化芸術施策を推進する事業が展開されているほか、平成 30(2018)年には文化芸術施策の推進に向け、基本理念を明確にし、市民にとって文化と芸術をいっそう身近なものとするとともに、「文化と芸術が香るまちくにたち」を実現するため「国立市文化芸術条例」を制定しました。また、同条例に基づき、国立市の文化芸術施策の推進のあり方と今後の取組を示した「国立市文化芸術推進基本計画」を令和元(2019)年5月に策定しました。

「国立市文化芸術条例」では、「文化は市民社会の大切な基礎をつくり、芸術は人々に活力と新たな感性もたらす」ものとしています。国立市に暮らし、集うすべての人々が、文化や芸術

¹ 東京 2020 大会をきっかけにした成果を未来につなげるため、「スポーツ・健康」、「街づくり・持続可能性」、「文化・教育」、「経済・テクノロジー」、「復興・オールジャパン・世界への発信」の5本の柱ごとに取り組みを進めることとされている。

に親しみ、心豊かに過ごせる「文化と芸術が香るまちくにたち」の実現を目指して、「文化芸術活動の支援と活性化」「文化芸術を通じたにぎわい溢れるまちづくり」「文化芸術によるつながりの創出と交流の促進」「文化芸術を楽しむ環境の創造と次世代への継承」をキーワードに事業を展開していくことが求められています。

文化財は、市内外の人々に国立市の歴史や文化を正しく理解してもらうためになくはないものであるとともに、将来にわたる文化の発展向上の基礎となるものです。国立市では平成10(1998)年に国立市文化財保護条例を改正し、従来の指定文化財制度に加え、登録文化財制度を導入しました。平成31(2019)年4月1日現在、市内には国指定3、都指定3、市指定22の計28の指定文化財と、国登録6、市登録87の計93の登録文化財があります。

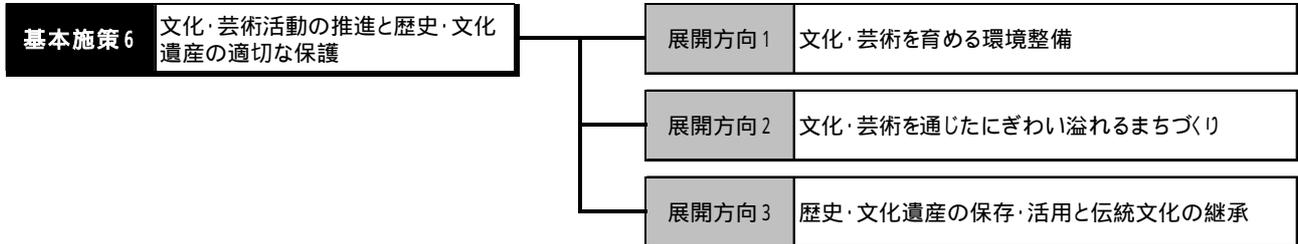
市内には、旧国立駅舎や、谷保天満宮、本田家住宅、城山、緑川東遺跡出土石棒などの有形・無形の歴史的文化遺産が現存し、市民が国立市に強い誇りと愛着を感じる気持ちを育む重要な要素の一つです。

旧国立駅舎は、令和2(2020)年にほぼ元の場所に再築され、新たなまちのシンボルとして活用していくこととなります。再築後の旧国立駅舎には、まちの魅力発信の拠点としての機能を持つとともに、文化財として市の歴史を伝える機能が期待されています。また、寄贈を受けた本田家住宅は、保存されていた数多くの資料とともに後世に受け継いでいくため「本田家住宅保存活用計画」を策定しました。

これらの歴史的文化的遺産を将来にわたり市民共有の財産として次世代に確実に引き継ぐため、その適切な保護と活用に努める必要があります。

< 施策の目的及び体系 >

文化・芸術活動のしやすい環境が整備され、市民が文化・芸術活動に親しむことができるとともに、市内の歴史・文化遺産が守られ、活用されるまちを目指します。



< 展開方向 1 : 文化・芸術を育める環境整備 >

【目的】

市民の自主的な文化・芸術活動を促進するとともに、新たな支援を行うことで、文化・芸術を育む環境の整備を推進します。また、未来を担う子どもたちへ文化・芸術、地域の伝統文化に触れる機会を提供し、その環境の確保を図ることで、感受性と創造性を豊かにするとともに、地域への愛着が育まれるまちを目指します。

【手段】

市民が文化・芸術に関心を持つことができるよう、積極的に情報発信します。

くにたち文化・スポーツ振興財団や学校のほか、ギャラリー等を含む芸術活動に関連する様々な市民団体等との連携により、市民が身近に芸術に触れあう場を提供します。

市民・団体が文化・芸術活動や発表、交流等を行いやすい場・機会を提供します。

子どもや青少年に向け、さまざまな文化や芸術を体験するプログラムを提供します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
過去1年間に文化・芸術活動を鑑賞した市民の割合	%	国立市市民意識調査	50.4 (2018年)	59.0	60.0
くにたち市民芸術小ホールの利用者数	人	くにたち文化・スポーツ振興財団事業報告書より	57,758 (2018年)	70,000	71,000
過去1年間に文化・芸術活動を行った市民の割合	%	国立市市民意識調査	22.1 (2018年)	27.0	28.0

<展開方向2：文化・芸術を通じたにぎわい溢れるまちづくり>

【目的】

魅力溢れる文化芸術活動を行っているさまざまな主体との連携、協働した取組により文化と芸術を通じ、地域や世代間の交流を深め、「つながり」を醸成していきます。また、あらゆる人々へ文化や芸術を届けられるような活動や、異なる文化に触れあう機会を提供することで、市全体で「にぎわいあふれるまち」を目指します。

【手段】

くにたち文化・スポーツ振興財団との共催による文化芸術事業など、まちを活かした芸術活動の場を提供します。

アウトリーチ事業によるアーティストが市内で行う文化芸術活動を支援します。

他の施策において、文化や芸術の要素を取り入れた事業展開を推進します。

だれもが文化や芸術とつながる機会の充実を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
国立市が「文化的なまち」だと思う割合	%	国立市政世論調査	67.4 (2018年)	69.0	71.0
市または教育委員会の後援を受けて実施された文化・芸術イベントの数	件	同左	46 (2018年)	59	59

<展開方向3：歴史・文化遺産の保存・活用と伝統文化の継承>

【目的】

市内の貴重な歴史・文化遺産、伝統民俗芸能を大切に守り、子どもたちの郷土についての理解を深め、郷土愛を醸成していくとともに、観光や地域振興につなげていきます。

【手段】

継承すべき文化財を指定・登録するとともに適切に保存します。

文化財等を子どもたちの学習活用等で次世代への継承を図るとともに、市民が文化財に親しみ、市の歴史に触れることができる環境を整備します。

歴史・文化遺産の活用においては、再築される旧国立駅舎や寄贈を受けた本田家住宅など面的に活用し、回遊性の創出やまちの活性化にも寄与するとともに、市民が国立市に強い誇りと愛着を感じられるよう、方法を工夫します。

くにたち郷土文化館や古民家を利用した行事で、獅子舞などの貴重な伝統民俗芸能を実演(披露)し、継承に向けた取組を進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
過去1年間で市内の歴史・文化遺産に訪れたことがある市民の割合	%	国立市市民意識調査	59.8 (2018年)	66.0	67.0
市内の歴史・文化遺産を地域の資源として活用されていると思う市民の割合	%	国立市市民意識調査	28.2 (2018年)	37.0	38.0

基本施策 7 生涯学習の環境づくり

【施策統括課：公民館 主な関係課：くにたち中央図書館、生涯学習課】

<現状と課題>

国は、平成 30(2018)年 6 月「第 3 期教育振興基本計画」において、5 つの基本方針のうち「3. 生涯学び、活躍できる環境を整える」を掲げ、その教育政策として「人生 100 年時代を見据えた生涯学習の推進」「人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進」「職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進」「障害者の生涯学習の推進」等を目指しています。

平成 31(2019)年 2 月の第 10 期東京都生涯学習審議会建議「『地域と学校の協働』を推進する方策について」では、「学校内に地域交流拠点を設けることにより、地域の多世代交流が活性化され、子供と地域住民、地域住民同士のつながりを深め、その地域のソーシャルキャピタルを向上することができる」「今後の都立学校公開講座の在り方も、趣味・教養的な講座から社会参加の促進を企図した内容への転換」等を掲げ、アクティブ・シニア（元気高齢者）を取り込んだ地域と学校の協働推進を図っています。

国立市では、地域住民の生活における問題や地域の課題を解決するための学習に関する各種事業を実施し、教養の向上や健康の増進、豊かな感情の醸成を図るとともに、市民の自主的な学習やサークル活動を支援し、図書館や公民館等の生涯学習施設は、その成果を活かせる環境づくりを行っています。

図書館の貸出冊数は、減少傾向にあり、平成 30(2018)年度では 49.8 万冊、平成 27(2015)年度の 53.7 万冊と比べ 7.2%(3.9 万冊)減少しています。

国立市では、平成 20(2008)年 11 月に「国立市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもたちの成長に良い影響を及ぼし、様々な機会に本と出会えるよう、市全体として読書機会を増やすための環境整備に取り組んできました。現在、令和元(2019)年度～令和 5(2023)年度を計画期間とする「第三次国立市子ども読書活動推進計画」を策定し、事業を推進しています。

図書館とともに、地域住民に最も身近な学習拠点である公民館の使用者数は、平成 30(2018)年度では 70,896 人であり、ここ数年は使用者数が 70,000 人を超える状況が続いています。

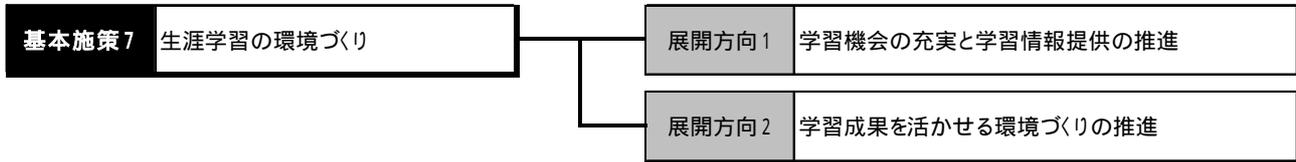
令和元(2019)年 5 月には、すべての人が平等かつ主体的に学ぶことができる生涯学習社会の実現に向け、市民の多様な学習や活動を支援し、生涯学習に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために「国立市生涯学習振興・推進計画」を策定しました。

本計画では、国立市の生涯学習をめぐる課題として、「学習情報の収集・発信」、「学習機会の充実」、「学習の成果を活かせるサポートの充実」、「施設や場の拡充、職員の専門性の確保」、「適切な事業評価方法の検討」の 5 つの面から多様な課題があげられています。

今後は、市の生涯学習情報を集約し、多様な手段での情報発信、多様な学習機会の提供、学習者の利用しやすい施設運営等に努めることが必要です。また、学習成果を活かせる機会が市民の学習意欲を高めることからそのサポートが必要です。

< 施策の目的及び体系 >

市民一人ひとりが生涯学習に取り組み、様々な局面で学ぶことができるとともに、様々な学びを通して、学習の成果を様々な場面で活かすことができるまちを目指します。



< 展開方向1：学習機会の充実と学習情報提供の推進 >

【目的】

日常的に様々な生涯学習に取り組む市民を増やすとともに、学習を通じて生きがいを得ている市民を増やします。

【手段】

市の生涯学習情報を集約し、多様な手段で情報を提供します。

ライフステージに応じた学習機会の充実を図るとともに、様々なテーマや課題に対応した学習を支援します。

しょうがいのある方々が生涯を通じて、多様な学習・交流機会に親しむことができるよう支援します。

公民館・図書館等の公共施設や教育施設等を活用した学習・交流機会の提供を推進します。また、学習者が利用しやすい施設運営に努めます。

市内の大学・高校、市民団体等の多様な主体との連携・協働により、学びの機会を増やします。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
日常何らかの生涯学習に取り組んでいる市民の割合	%	国立市市民意識調査	61.2 (2018年)	65.0	70.0
市が主催する生涯学習事業の参加者数	人	公民館における生涯学習事業の参加者数	9,228 (2018年)	11,000	12,500
図書貸出冊数	万冊	同左	49.8 (2018年)	50.0	50.2
公民館使用者数	人	公民館施設利用者及び同主催事業への参加者数	70,896 (2018年)	73,000	75,000

<展開方向2：学習成果を活かせる環境づくりの推進>

【目的】

生涯学習による市民の学習成果を学校・家庭・地域等の様々な場面で活かせる環境づくりを推進します。

【手段】

学習の成果を活かすことを前提とした講座等を開催します。

図書館協力ボランティアなど、学習成果を地域において活かせる活動を支援します。

市民が学習の成果を活かせるサポートの充実を図ります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
学習活動に取り組んでいる市民の中で、学習を通じて身につけた知識や技術を地域社会に活かしている市民の割合	%	国立市市民意識調査	32.0 (2018年)	32.2	32.4

基本施策 8 スポーツの振興

【施策統括課：生涯学習課 主な関係課：環境政策課、健康づくり担当】

<現状と課題>

国では、平成 23(2011)年にスポーツ基本法が制定され、スポーツに関する基本理念が示されたとともに、平成 24(2012)年には「スポーツを通じて全ての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会」の創出を目指し、「スポーツ基本計画」が制定されました。

本計画では、「子どものスポーツ機会の充実」から「スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進」まで7つの政策課題を掲げ、これらの政策課題ごとに政策目標を設定し、スポーツの推進に取り組み、スポーツ立国の実現を目指すとしています。

令和元(2019)年にはラグビーワールドカップが開催され、令和 2(2020)年にはオリンピック・パラリンピックが東京で開催され、スポーツの注目度が高まっています。

都では、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、平成 30(2018)年 3月に「東京都スポーツ推進総合計画」を策定し、60 歳以上のスポーツ実施率を令和 2(2020)年までに 75%にするなど3つの目標と 30 の政策指針を掲げています。

国立市では、スポーツ推進委員¹を中心に、社会体育事業の企画・検討を行いながら、市民の健康づくりや地域の活性化に資する各種スポーツ・レクリエーションプログラムを実施しています。

市内における主要なスポーツ施設のうち、「くにたち市民総合体育館」の利用者数について、個人利用者数は平成 28(2016)年度から 3 年連続で対前年度比プラスとなっています。平成 30(2018)年度の利用者数は、個人が 124,813 人、団体が 85,165 人であり、平成 29(2017)年度と比べそれぞれ 3.1%(3,702 人)、2.2%(1,796 人)増加しています。

一方、テニスコート・野球場・サッカー場といった屋外スポーツ施設の利用件数は、天候等の影響により年度ごとに増減するものの、平成 30(2018)年度における利用件数の合計は 35,936 時間、平成 29(2017)年度の 36,056 時間と比べ 0.3%(120 時間)減少しています。

利用可能施設に比して、利用者が飽和状態であるのが現状であり、スポーツ及び健康づくりのための運動を行う場所が不足しているとの声があります。

今後は、高齢者の健康寿命の延伸にもつながるよう、公園への健康遊具の設置など、より多くの市民が気軽にスポーツを楽しめる環境づくりを推進することで、体力の向上や心身の健康の保持・増進、余暇の充実を図るとともに、自発的なスポーツ活動を通じた市民同士の交流や地域コミュニティの形成を支援する必要があります。

市民の多種多様なスポーツ・レクリエーションに関するニーズに、より効果的・効率的に応えられるよう、「健康づくり」の観点から様々な事業を行っている関係各課と連携していく必要があります。また、地域スポーツクラブの設立や、くにたち文化・スポーツ振興財団や体育協会等の各種団体との連携をより一層進める必要があります。

¹ スポーツ基本法に基づき、各市区町村より非常勤特別職として委嘱され、市民のスポーツの普及と振興を図るため、日夜活動しており、平成 26(2014)年 4 月 1 日現在、国立市では 12 名が委嘱されている。

< 施策の目的及び体系 >

市民一人ひとりがスポーツ・レクリエーションを楽しめるまちを目指します。

基本施策 8 スポーツの振興

展開方向 1 多様なスポーツ機会の提供

展開方向 2 スポーツ環境の充実

< 展開方向 1 : 多様なスポーツ機会の提供 >

【目的】

しょうがい・体力の有無や年齢にかかわらず、スポーツ・レクリエーションを楽しむ市民を増やし、健康増進や市民交流・コミュニティの形成等に結びつけます。

【手段】

地域におけるスポーツ機会の提供において中心的な役割を果たしているくにたち文化・スポーツ振興財団や体育協会の活動を支援します。

関係各課やくにたち文化・スポーツ振興財団、体育協会、市内の大学等と協力しながら、年齢・体力に応じたスポーツ・レクリエーションの機会を提供します。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、しょうがいしゃスポーツを含め、様々なスポーツを体験する機会を提供します。

地域スポーツクラブの設置・運営を支援します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
日常的にスポーツ・レクリエーションを行っている市民の割合	%	国立市市民意識調査	53.5 (2018年)	62.0	64.0
市及びくにたち文化・スポーツ振興財団が実施するスポーツ・レクリエーション事業の参加者数	人	くにたち文化・スポーツ振興財団事業報告書より	27,742 (2018年)	28,000	29,000

<展開方向2：スポーツ環境の充実>

【目的】

市民が利用しやすいスポーツ環境づくりを推進し、より市民がスポーツに親しむための機会を提供します。

【手段】

市民総合体育館や公園スポーツ施設等の利便性を向上させます。

学校開放施設の設備・備品等の整備を行います。

公園へ健康遊具を設置し、気軽にスポーツを楽しめる環境づくりを推進します。

スポーツ団体の紹介等を行うことで、市民が新しくスポーツを始めやすい環境を整えます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
市民総合体育館の利用者数	人	くにたち文化・スポーツ振興財団事業報告書より	206,067 (2018年)	230,000	235,000
公園スポーツ施設の利用数	1面 1時間	テニスコート・野球場・サッカー場の利用数の合計(くにたち文化スポーツ振興財団事業報告書より)	35,936 (2018年)	42,900	42,900
学校開放施設の利用者数	人	くにたち文化・スポーツ振興財団事業報告書より	96,740 (2018年)	98,000	98,000

【政策4】保健・福祉

基本施策9 健康づくりの推進及び保健と医療の連携強化

【施策統括課：健康づくり担当

主な関係課：高齢者支援課、地域包括ケア推進担当、健康増進課】

<現状と課題>

内閣府の「平成30年版高齢社会白書」によると、我が国の平均寿命は、令和47(2065)年には男性84.95歳、女性91.35歳となり、女性の平均寿命は90歳を超えると見込まれています。

健康寿命(健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間)には、様々な算定方法がありますが、東京都では65歳健康寿命A(東京都保健所長会方式)¹を用いています。「平成29年都内各区市町村の65歳健康寿命」によると、国立市の65歳健康寿命Aは、男性83.37歳、女性は85.97歳で、東京都の男性82.68歳、女性85.79歳という値よりやや上回っています。平均寿命は今後も伸びていくと見込まれていることから、この健康寿命をいかに伸ばしていくかということが課題となっています。

東京都では、平成30(2018)年度に「東京都健康推進プラン21(第二次)」の中間評価を行い、生活習慣の改善に向けた意識変容、行動変容に向けて都民のヘルスリテラシーの向上を支援することとしています。ライフステージやターゲットの特性に応じた施策の展開及び生涯を通じて健康づくりに取り組むことができる社会環境の整備に取り組むとしています。

国立市民の死因の第1位はがん、第2位は心疾患(高血圧性を除く)で、この2つの死因で全体の約44%を占めています。また、食生活の欧米化等により糖尿病の方が増えています。これらの生活習慣病を予防するには、日常生活の中での適度な運動、バランスの取れた食生活等の実践と、定期的な各種がん検診・健康診査の受診が重要です。より多くの市民が自らの健康に対して強い関心を持ち、主体的に生活習慣病の改善や健康の増進に取り組むことで、健康寿命の延伸にもつながることは明らかであり、常日頃からの健康管理の重要性に対する意識を高めていく必要があります。

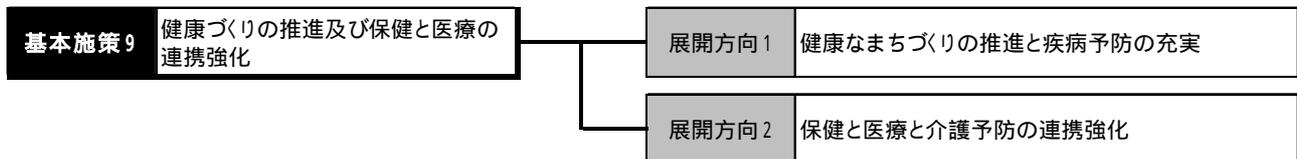
そのために胎児期から高齢期に至る全世代を健康づくりの視点でとらえ、健康に対し無関心である方に対しても日常生活に健康づくりに取り組めるような環境整備を行うことも重要です。教育や産業などの様々な分野と連携し、多様な方法で多くの市民が健康に関する意識を高められるように、工夫した健康づくりを推進していく必要があります。その一つとして、平成29(2017)年度から市民ボランティアである「健康づくり推進員」制度を設け、地域のヘルスアップを図っています。

がん検診については、今後の市におけるがん検診を取り巻く環境的要因の変化に対応しつつ、受診率の向上と精度管理をはじめとする総合的ながん対策について検討していく必要があります。また、国民健康保険加入者の特定健康診査について未受診者対策を進めた結果、受診率は徐々に伸びており、平成25(2013)年度の45.5%から平成29(2017)年度には47.8%となりました。今後も引き続き受診率の向上を図り、重症化を防ぐ支援体制の確立をしていく必要があります。

¹ 65歳の方が、何らかのしょうがいにより要介護認定を受けるまでの期間は健康な状態であると考え、そのしょうがいのために要介護2の認定を受ける年齢を平均的に表したもの。

< 施策の目的及び体系 >

市民が健やかに暮らせる健康なまちづくりを進め、健康寿命の延伸を目指します。



< 展開方向 1 : 健康なまちづくりの推進と疾病予防の充実 >

【目的】

市民が積極的に健康づくりに取り組むこと及び日常生活の中に無意識に健康づくりを取り入れられるように、健康づくりを地域で支援する健康なまちづくりを推進します。また、妊娠期から高齢期までのあらゆる世代に対し健康増進、病気の発症、発症後の重症化を予防し、健康寿命の延伸を図ります。

【手段】

各種関連計画に基づき、健康診査やがん検診、健康相談、健康づくりに関する啓発事業等を推進するとともに、疾病予防、重症化予防を強化します。

健康づくり推進員の育成を図るとともに、保健師や栄養士等が地域活動を積極的に実施し、市民、学校、自治会及び事業者と連携し、生涯を通じた健康づくり活動を推進します。

第 2 次国立市健康増進計画に基づき、妊娠期から高齢期までのライフサイクルに対し市内の関係各課と横断的に連携し、健康づくり施策を総合的及び計画的に推進します。

市民が自らの判断により、適切な医療サービスを選択できるよう、情報提供の充実を図ります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2023 年	2027 年
65 歳健康寿命 A (東京保健所長会方式) (上段：男性、下段：女性)	歳	東京都福祉保健局保健政策部健康推進課算出の国立市の値	83.37 85.97 (2017 年)	83.7 86.4	84.0 86.7
主観的健康感を持つ人(自分を健康だと思う人)の割合	%	国立市市民意識調査	65.2 (2018 年)	67.2	69.2

<展開方向2：保健と医療と介護予防の連携強化>

【目的】

保健と医療の連携を進め、市民の保健予防活動の充実と病気の早期発見・早期治療に向けた取組を推進します。

【手段】

健康・医療・介護予防に関わる部署の連携を強化し、情報の共有、事業の一体化を積極的に推進します。

地域医療を担う医療機関や医師会・歯科医師会・薬剤師会、保健所等の関係機関との連携を強化し、病気の予防・早期発見・早期治療に向けた取組を推進するとともに、感染症の予防に努めます。

生活習慣病等の発症予防・重症化予防の観点から、市民一人ひとりが「かかりつけ医」を持ち、適正な医療機関の受診と専門的な健康管理のアドバイスを受けられるよう、情報提供や啓発を行います。

市民に向けて健康情報等の医療情報を広く周知します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
近くに安心してかかることができる医療機関がある市民の割合	%	国立市市民意識調査	73.3 (2018年)	75.3	77.3

基本施策 10 高齢期の充実した生活への支援

【施策統括課：高齢者支援課

主な関係課：地域包括ケア推進担当、健康づくり担当、福祉総務課】

<現状と課題>

高齢化の進展に伴って認知症高齢者や単身高齢者の増加が予測される中、国では、団塊の世代の全てが75歳以上となる令和7(2025)年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していくとしています。

これにより、各市区町村では令和7(2025)年に向けて、3年ごとの介護保険事業計画の策定・実施を通じ、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを構築することが求められています。

日本の総人口は減少を続けているにもかかわらず、65歳以上の高齢者人口は増加しており、令和7(2025)年時点での高齢化率は30.3%になると推計されています。東京都においても、上昇は緩やかであるものの同様に傾向にあり、令和7(2025)年には高齢化率が25.2%まで上昇すると推計されています。また、必要な社会サービス基盤が整わない地方からの高齢者の流入も考慮する必要性も指摘されています。

国立市における高齢者人口は、平成23(2011)年1月1日で1万4,178人であったものが令和元(2017)年7月1日現在では1万7,590人となり、令和8(2026)年1月1日時点での推計は1万8,434人と推計されています。

今後、高齢になっても、地域活動への参加や生きがい就労を通じて、元気で健康的な生活を送り、地域社会を支える一員としていきいきと活躍できるような環境を整えていくことが求められます。そのためには、シルバー人材センターをはじめとする関係機関との連携を強化しつつ、住民主体の取組を支援することで社会参加の機会の拡大を図る必要があります。

また、高齢者が自ら介護予防に努めるとともに、病気や認知症になっても、住み慣れた地域で、尊厳を保ちながら暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの推進に向けた取組を計画的に推進する必要があります。

< 施策の目的及び体系 >

高齢者が生きがいを持ち、地域社会を支える一員としていきいきと活躍できるように環境を整えるとともに、病気や認知症になっても住み慣れた地域で最後まで安心して暮せるまちを目指します。

基本施策10 高齢期の充実した生活への支援

展開方向1 介護予防と生きがい活動の推進

展開方向2 高齢者の支え合い体制の構築

展開方向3 安心して暮らせる生活基盤の充実

展開方向4 高齢者の在宅療養生活の充実

< 展開方向1：介護予防と生きがい活動の推進 >

【目的】

高齢者が自らの健康管理に努め、予防的な観点を生活に取り入れながら、いきいきと暮らせるように支援します。

【手段】

元気な高齢者も対象とした生きがい活動ともなる事業を中心に、介護予防事業を推進します。

高齢期の生活や健康の保持について学びあうことができる環境を整えます。

高齢者のサロン活動や生きがい就労を支援します。

高齢者自らが主体となった介護予防活動を推進し、フレイル（虚弱）を防止します。

地域の集いの場の創出を支援し、高齢者の社会参加を促します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
75歳以上の要介護認定率	%	75歳以上の要支援・要介護認定者数 / 75歳以上高齢者数	34.0 (2018年)	33.5	33.1
自主活動グループ数(活動場所)	箇所	市が把握する高齢者の自主活動グループ数	122 (2018年)	127	131

<展開方向2：高齢者の支え合い体制の構築>

【目的】

高齢者の孤立を防止し、社会参加を通じて、つながりのある支え合い体制を構築します。

【手段】

高齢者の見守り活動等により、元気な高齢者が、周り的高齢者を支える仕組みづくりを推進します。

生活支援の基盤としてのシルバー人材センターとの連携を強化します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
高齢者の就労率	%	日常生活圏域ニーズ調査の抽出数(収入のある就労者/調査回答者数)	21.3 (2016年)	24.3 (2022)	25.8 (2025)
高齢者の社会参加率	%	日常生活圏域ニーズ調査の抽出数(見守り支援活動参加者数/調査回答者数)	7.6 (2014年)	15.6 (2022)	17.6 (2025)
孤立化のリスクが高い高齢者の割合	%	日常生活圏域ニーズ調査の抽出数(閉じこもりリスクのある高齢者数/調査回答者数)	6.5 (2014年)	5.7 (2022)	5.4 (2025)

<展開方向3：安心して暮らせる生活基盤の充実>

【目的】

高齢者やその家族が安心して生活できるよう支援します。

【手段】

生活、介護、医療等の相談を総合的に受け、きちんと支援につながるようきめ細やかに対応します。

高齢者の生活に関わる意思決定を本人が行えるよう支援します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
高齢者からの新規相談対応件数	件	同左	3,987 (2018年)	4,087	4,167
市が高齢者の相談や支援を充分に行っていると思う市民の割合	%	国立市市民意識調査	25.5 (2018年)	30.5	34.5

<展開方向4：高齢者の在宅療養生活の充実>

【目的】

加齢に伴い、病気や認知症になっても、安心して地域で暮らせるようにします。

【手段】

医療と介護、保健が連携した在宅療養の支援体制を整備します。

認知症の特徴や認知症の方への対応などについて市民へ周知・啓発を行うとともに、地域を巻き込んで日常生活を支える取り組みを進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
要介護認定者のうち在宅で過ごす人の割合	%	施設未利用の要介護認定被保険者数 / 要介護認定被保険者数	82.3 (2018年)	84.8	86.8

基本施策 11 しょうがいしゃの支援

【施策統括課：しょうがいしゃ支援課 主な関係課：福祉総務課】

<現状と課題>

平成 25(2013)年 4 月に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が施行され、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」となりました。

本法律の施行によって、平成 25(2013)年 4 月から、障害者の定義に政令で定める難病等が追加され、障害福祉サービス等の対象となりました。また、平成 26(2014)年 4 月からは、障害程度区分から障害支援区分への見直し、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームとグループホームの一元化等が実施されています。

平成 24(2012)年には、しょうがい児を対象とした施設・事業について、児童福祉法改正により根拠法を一本化するとともに、体系も再編されました。また同年 10 月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が施行されており、同法に基づき国立市においても「しょうがい者虐待防止センター」を設置(直営及び休日夜間は委託)しました。

障害者権利条約が平成 26(2014)年に批准されたことを背景として、平成 25(2013)年には障害者優先調達推進法の施行、障害者の法定雇用率の引き上げ、平成 27(2015)年には法定雇用率未達の場合の納付金対象企業の拡大、平成 28(2016)年には障害者差別解消法の施行、平成 30(2018)年には難病法の改正など障害福祉行政に関わる大きな制度改正が相次いでいます。

国立市における「身体障害者手帳」の所持者数は、平成 26(2014)年以降、横ばいの状況にあり、平成 30(2018)年では 1,937 人、平成 26(2014)年の 1,952 人と比べ 0.8%(15 人)微減しました。また、知的しょうがいの方の「愛の手帳」の所持者は増加傾向が続いており、平成 30(2018)年では 525 人、平成 26(2014)年の 493 人と比べて 6.5%(32 人)増加しています。さらに、「自立支援医療受給者証(精神通院)」の交付を受けている方についても、平成 23(2011)年以降は 1,000 人を超えており、平成 29(2017)年では 1,340 人、平成 25(2013)年の 1,129 人と比べて 18.7%(211 人)増加しています。

平成 17(2005)年 4 月、全国に先駆けしょうがいのある人もない人も、自分の選んだ地域で共に出会い、共に育みあえる、差別のない「くにたち」のまちであり続けることを願い、「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」を制定しています。

さらに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定を踏まえ、「あたりまえに暮らすまち宣言」の理念を基にした「国立市誰もがあたりまえに暮らすまちにするための『しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言』の条例」を平成 27(2015)年 9 月に制定(平成 28(2016)年 4 月施行)しました。

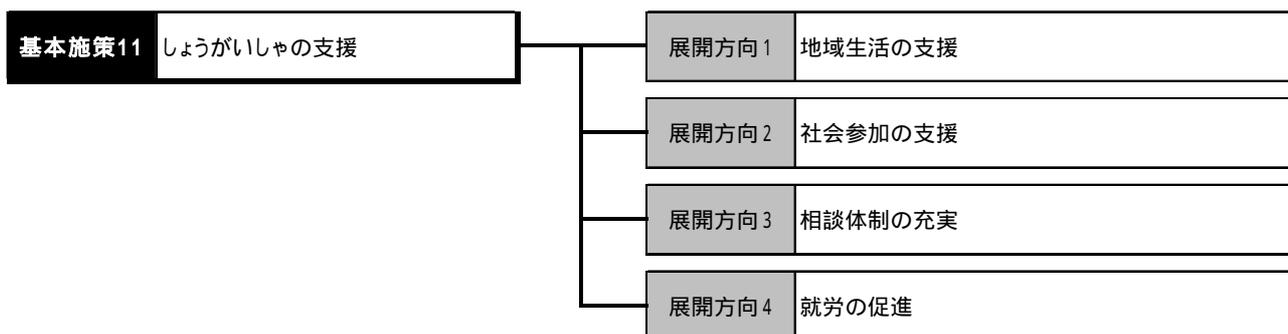
国の制度改正を踏まえつつ、今後も引き続き、しょうがいのある方が地域の中であたりまえに暮らしを続けることができるよう、各種サービスの提供を通じた総合的な支援を推進します。また、しょうがいのある方に対する誤解や偏見及び日々の暮らしや社会参加を妨げている障壁の解消等に努め、合理的配慮の提供を行うことが引き続き求められています。

福祉行政の対象となるしょうがいしゃは、めまぐるしい制度改正を理解し必要な手続きをしなければならぬ状況に置かれています。平成 24(2012)年以降に導入された計画相談(個別給

付)に基づき、相談支援事業所としょうがいしゃがパートナーシップをとって、円滑にサービス利用をしていくことが求められています。

< 施策の目的及び体系 >

しょうがいのある人もない人も、自分の選んだ地域で、自らの生き方を選択でき、集う、学ぶ、遊ぶ、働く、住まう、憩うなど、暮らしのあらゆる面にわたって共に出会い、育みあえるまちを目指します。



< 展開方向1：地域生活の支援 >

【目的】

しょうがいしゃが地域であたりまえに生活し続けられるようにします。

【手段】

各種手当の給付や自己負担金等の助成、日常生活に必要な福祉サービスの給付等を実施します。しょうがいのある人もない人も共に地域で生活していく意識を醸成していきます。

社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮の提供を行い、市民や事業所の理解促進に向けた取組を行います。

しょうがいしゃの高齢化や生活入所施設や病院等からの地域移行を支援するため、地域生活支援拠点の面的整備を進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
施設入所から地域移行したしょうがいしゃ数 (平成29(2017)年10月からの累計)	人	しょうがい福祉計画活動実績	1 (2018年)	3	4
1年以上の長期入院患者数	人	東京都福祉保健局調査における国立市の値	88 (2018年)	73	68

<展開方向 2 : 社会参加の促進>

【目的】

外出支援や外出先の確保、日中活動への支援等により、社会参加の促進を図ります。

【手段】

しょうがいの特性に合わせた移動手段を確保できるよう支援を行います。

地域活動支援センター等の活動や事業所等への助成を通じ、しょうがいしゃの外出先を確保するとともに、地域参加活動を支援します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
地域生活支援事業による通所先の延べ利用人数	人	地域活動支援センター実績報告	6,215 (2018年)	6,320	6,330
障害者総合支援法に基づく通所施設数(福祉就労)の支給決定者数	人	生活介護・自立訓練・就労継続支援・就労移行支援の支給決定者数	428 (2018年)	500	510
児童福祉法に基づく通所の支給決定者数	人	児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービスの支給決定者数	224 (2018年)	270	280

<展開方向3：相談体制の充実>

【目的】

当事者やその家族に寄り添った相談支援を今まで以上に充実させ、生活のしづらさや困難が軽減できるようにします。

【手段】

委託相談支援事業所と協力して自立支援協議会の運営を推進するなど連携強化を図ります。

しょうがいしゃ虐待の相談事案については、しょうがい者虐待防止センターにおいて委託事業所との連携を強化し、予防、早期対応を行います。

相談支援事業所やサービス提供事業所を対象とした事業所連絡会や研修を開催します。

研修への参加等により、相談支援事業所や市ケースワーカーの資質向上を図るとともに、庁内各部署及び関係機関等との連携を強化します。

地域の相談支援の拠点となり、総合的な相談業務や支援のコーディネーター機能を担う基幹相談支援センターの設置に向けた検討を進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
しょうがい福祉サービス支給決定者数	人	介護給付、訓練等給付、地域相談、障害児通所の支給決定者数	895 (2018年)	1,160	1,170
自立支援協議会 ¹ の開催回数	回	実績	28 (2018年)	毎年度30回	

¹ 障害者総合支援法に基づき、支援の充実の方策について協議を行う場として各自治体に設置され、関係機関・団体、しょうがい者等により構成される。当市では全体会と「くらし」「つどい」「しごと」「あんしん」の4専門部会でしょうがい者の社会参加機会確保、関係機関連携強化、課題整理・対応等について協議している。

<展開方向4：就労の促進>

【目的】

しょうがいしゃの一般就労促進に向けた支援を行うとともに、しょうがい者を雇用する企業の増加を図ります。

【手段】

個別の就労支援事業を継続します。

しょうがいしゃや企業個々の相談支援をハローワークとの連携により推進します。

取組定着に向けて自立支援協議会での検討や産業振興・商工部門との連携を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
市就労支援事業により一般就労したしょうがいしゃ数	人	就労支援実績報告	6 (2018年)	8	10
福祉就労から一般就労へ移行した人数	人	日中活動系サービス推進事業補助金実績報告及びアフターフォローの状況	9 (2018年)	10	11
市主催の企業向け研修に参加した企業数	社	同左	10 (2018年)	12	15

基本施策 12 支え合いの地域づくりと自立支援

【施策統括課：福祉総務課 主な関係課：生活福祉担当】

<現状と課題>

社会状況の変化等に伴い、今後ますます地域における福祉的課題が多様化・複雑化していくと見込まれる中、互いに支え合いながら、地域の課題を地域自らで解決できるまちの実現に向け、地域福祉コーディネーター(コミュニティソーシャルワーカー。略称 CSW¹)及び生活支援コーディネーター²事業等を積極的に展開していくとともに、市民、団体、NPO、事業者など多様な主体との連携・協働による福祉活動への参加者や活動分野の拡大を図る必要があります。

全国的な高齢化の進展とあいまって、生活保護費を含む扶助費の増加に歯止めがかからない状況が続いており、各自治体における財政の硬直化を招く大きな課題とされている中、国では平成 27(2015)年 4 月 1 日より「生活困窮者自立支援法」を施行し、福祉事務所を設置する各自治体を実施主体となって、民間団体とも協働しつつ、生活困窮者の自立の促進に向けた包括的な事業を実施することとしています。

全国の生活保護受給者数は、平成 27(2015)年 3 月をピークに、緩やかに減少に転じており、平成 31(2019)年 3 月時点(概数)では、被保護者数が 2,090,578 人、被保護世帯数が 1,636,334 世帯となっています。一方、国立市の生活保護受給者数は、依然として増加傾向が続いており、同年同月時点の被保護者数は 1,145 人、被保護世帯数は 911 世帯です。平成 27(2015)年 3 月における被保護世帯数 822 世帯と比べ、約 1.1 倍の増加です。

生活保護受給世帯は、分類上、高齢者世帯、母子世帯、障害者世帯、傷病者世帯、その他の世帯に分類されます。世帯類型別にみると、全国的な傾向は、高齢世帯の伸びが著しく、それ以外の世帯は減少傾向であるものの、国立市に同様の傾向はなく、稼働能力があるとされる年齢層が多く分類される「その他の世帯」も増加傾向にあります。生活困窮者自立支援法に基づく自立支援施策の取り組みとともに、生活保護受給者に対する自立支援施策の取り組みを行っていく必要があります。

また、様々な課題を抱えている方の困難が社会的に顕らかになっている中で、庁内の様々な部署、人材と連携するとともに、ハローワークや社会福祉協議会、その他の社会福祉法人、医療法人、NPO、民生委員等の関係機関と連携、協働を通じた、多職種連携による受給者の生活をトータルで支援していくことが求められています。

また、国立市の生活福祉行政においては、平成 30(2018)年度に生活保護業務の不適正な事務処理が明らかとなりました。その振り返り、反省を真摯に行うとともに、第三者委員会となる「国立市生活保護適正化に関する調査検証委員会」での検証、議論をもとに、国立市の生活福祉行政がよりよいものとなるよう、組織として取り組んでいく必要があります。

平成 29(2017)年 4 月に住宅セーフティネット法が改正され、住宅確保に配慮が必要な方(高齢者、しょうがいしゃ等)への民間賃貸住宅への入居支援が求められています。

平成 28(2016)年 5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、平成 29(2017)

¹ 地域における個別課題やニーズを的確に把握し、行政や社会福祉協議会等と連携・調整しながら、地域が自ら地域の課題を解決できる様に導く役割を果たす者。

² 高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。

年3月には、国により「成年後見制度利用促進基本計画」が策定されました。市町村においては、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用しつつ、地域連携ネットワークの設立と円滑な運営に積極的な役割を果たすこととされています。

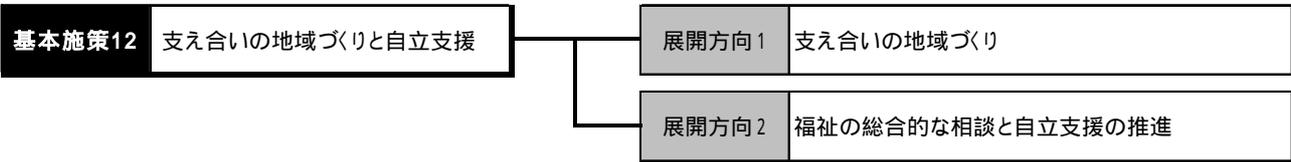
平成28(2016)年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定され、市町村においても「再犯防止推進計画」の策定に努め、地域の状況に応じて施策を実施することが求められています。

平成28(2016)年4月に「自殺対策基本法」が改正され、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記するとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、いわばナショナルミニマムとして、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する支援が受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が「自殺対策計画」を策定することとされました。国立市においても、「自殺対策計画」を策定するとともに、全庁的な取組として自殺対策を推進する必要があります。

令和元(2019)年12月に東京都が「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」を制定しました。しょうがいしゃや高齢者等の現状の労働市場では仕事が見つかりにくい人を対象とし、インクルージョンの視点とビジネス的な手法を用いた働く場の創設が求められています。

< 施策の目的及び体系 >

ソーシャルインクルージョン³の考え方を地域で共有し、多様な主体との連携・協働に根ざして、互いに支え合う地域づくりを進めるとともに、生活困窮者の自立を促進します。



< 展開方向1：支え合いの地域づくり >

【目的】

支え合いの地域づくりを進めることで、地域の課題を地域自らで解決できるまちを目指します。

【手段】

地域における福祉ニーズの把握や福祉施策の推進において、中心的な役割を果たしている社会福祉協議会の活動を支援します。

コミュニティソーシャルワーカー等の活動を通じ、地域の住民同士のつながりが強まるよう支援します。

災害時要援護者支援事業を通じて、災害時に一人では逃げられない要援護者(要配慮者)を地域で支援する仕組みづくりを行うとともに、日常においても地域で要援護者を見守る体制の構築につなげます。

多様化、複雑化している、地域における福祉ニーズを捉えた地域福祉⁴団体の活動を支援します。

地域の力を活用して、再犯防止の取組を推進し、成年後見制度の利用促進を図ります。

不動産事業者等との連携を強化し、住宅確保要配慮者に対する居住支援を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
福祉活動に取り組んでいる市民の割合	%	国立市市民意識調査	12.7 (2018年)	16.0	18.0
グループ活動や地域活動に参加していない市民の割合	%	国立市市民意識調査	58.3 (2018年)	55.0	53.0

³ 「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念。

⁴ それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方。

<展開方向2：福祉の総合的な相談と自立支援の推進>

【目的】

生活上の様々な課題を抱えた市民がその課題を解決し自立できるよう、寄り添って総合的に支援します。

【手段】

制度の狭間に陥ることがないように、生活や福祉に関する総合的な相談を広く受け止め、包括的に支援します。

生活困窮者の自立を支援するための相談・住居確保給付金・家計相談・就労支援・就労準備支援など総合的な取組を実施するとともに、貧困の連鎖を断ち切るための施策を推進します。

住居確保給付金や受験生チャレンジ支援貸付など、手当・助成の給付や資金の貸付を行います。コミュニティソーシャルワーカー等を配置し、地域で困難を抱えながらも相談できずに困っている市民に対し、多様な主体との連携の下、適切な支援を提供します。

全庁的に様々な機会を捉え、生きることの包括的な支援として自殺防止の取組を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
市が福祉的な困りごとの相談や支援を充分に行っていると思う市民の割合	%	国立市市民意識調査	26.2 (2018年)	55.0	58.0
生活に困窮している市民から相談を受け、就労支援によって就職につながった割合	%	同左	52.6 (2018年)	73.0	75.0

【政策5】地域・安全

基本施策 13 防災体制の充実

【施策統括課：防災安全課

主な関係課：総務課、福祉総務課、都市計画課、教育総務課】

<現状と課題>

平成 23(2011)年 3 月 11 日に発生した東日本大震災以降、災害対策基本法の改正が毎年のように行われ、災害対策の強化が求められています。国民が重点を置くべきだと考えている防災対策は、「公助に重点をおくべき」から「自助・共助・公助のバランスを取るべき」に変化しています。また、近年は、風水害、土砂災害による被害が発生しており、避難勧告等の早期発令や住民自身の命を守る行動等が求められています。

東京都では、平成 28(2016)年に発生した熊本地震をはじめ、近年発生した大地震の教訓等の具体化、女性視点の防災対策の推進、増加する訪都外国人への対応、防災まちづくりや ICT 等新技術の進展など、震災対策を取り巻く最新の動向を踏まえた取り組みを反映し、震災対策の実行性を更に向上させる観点から「東京都地域防災計画地震編」を令和元(2019)年 7 月に修正しました。

東京都が平成 24(2012)年 4 月に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」によると、多摩直下地震(設定条件：冬の夕方 18 時、風速 8m / 秒)の発生による国立市の人的被害は死者が 46 人、負傷者が 468 人に上ると推計されています。

国立市では、市・都及び関係機関並びに市民が連携してその有する全機能を発揮し、市域における減災対策、応急対策及び復旧・復興対策を適切に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とした国立市総合防災計画について、平成 27(2015)年 11 月に国立市防災会議において、災害時における各組織の役割を明確にすることで迅速な対応ができるよう活動体制を見直し、また、被害想定の変化や法改正への対応を行うため、計画の修正をしています。

さらに、平成 21(2009)年度～25(2013)年度にかけては、大規模災害が発生した場合に避難所として開設する全ての市立小・中学校を対象に、避難所の円滑な運営を目的として、地域の団体や住民、学校や市職員で構成される避難所運営委員会の体制や活動内容等をまとめた「避難所運営マニュアル」を策定しています。

平成 24(2012)年度からは災害時要援護者避難支援事業を開始し、地域が協議会を設置して、共助による災害時要援護者に対する避難支援体制をつくり始めており、平成 30(2018)年度現在では 3 つの地区で活動が行われています。

市内には主に自治会、町内会を母体とした 26 の自主防災組織があり、火災発生時の初期消火はもとより、災害発生時には地域の災害活動の中心的な役割を担うこととなります。平常時には貸与された資機材を使った訓練を行い、災害発生時は指定避難所において避難所運営委員会と協力して避難所運営に当たります。また、平成 30(2018)年 7 月には北 2 丁目地域において策定された地区防災計画が国立市防災会議にて承認され、地域が主体となった災害対策が推進されはじめています。

消防団についても、日常の火災対応はもとより、地域の災害対応での活躍が期待されており、発災時には、消火活動と合わせて捜索や救助・救出活動も担うこととなります。また、女性消

防団員については、防火・防災の啓発活動のほか、市民の要請やイベントでの救命講習や応急手当の指導を実施しており、災害時には各避難所において女性ならではの視点から災害対応を行うことが期待されています。

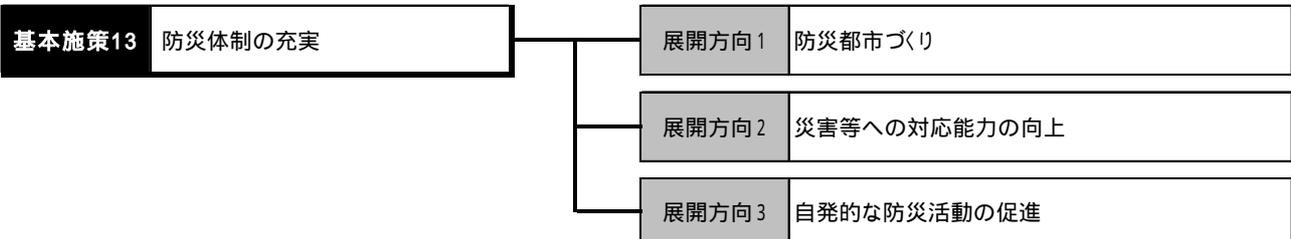
近年、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模地震に加え、気候変動に伴い全国的に風水害や土砂災害等の発生リスクが高まっている中、いつどこで起きるのか分からない災害時の被害を最小限に抑制するためには、市民一人ひとりが自ら備え、地域で共に助け合う自助・共助に根ざした防災活動の体制づくりをより一層積極的に推進する必要があります。

平成 29(2017)年には、減災対策推進プロジェクトを立ち上げ、国立市の災害特性を考慮し、効果的に災害による被害を防ぎ、減少させるための具体的な対策をまとめた減災対策推進アクションプランを策定しました。また、平成 29(2017)年 3 月には国立市耐震改修促進計画を改訂し、令和 2(2020)年度までに市内の木造住宅の耐震化率を 95%とする目標を掲げています。発災時の被害を最小限にとどめ、都市機能の迅速な復旧を図るため、引き続き減災の取組を推進する必要があります。

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づき、平成 25(2013)年 5 月に国立市国民保護計画を策定しました。この計画は、外部から武力攻撃を受けたり、大規模テロなどが発生した場合に、市民の生命、身体及び財産を保護し、生活などに及ぼす影響を最小にするための措置などを定めたものです。対象となる事態になった場合に、住民の避難や救援を行うことが想定されています。

< 施策の目的及び体系 >

自助・共助・公助による防災体制の整備を進め、災害時の被害を最小限に抑えることができる安心・安全なまちを目指します。



< 展開方向1：防災都市づくり >

【目的】

火災や地震など災害時の被害を減少させる災害に強い都市を作ります。

【手段】

木造住宅や分譲マンション、緊急輸送道路沿道建築物等の建築物の耐震化を促進します。

災害時の被害を最小限に抑えるため、延焼遮断機能の確保を推進します。

災害時における避難及び緊急車両の通行を円滑に行うため、狭あい道路の拡幅整備を促進します。

震災時における火災の延焼を抑えるため、火災危険度の高い地区を重点的に、出火防止及び延焼防止の対策を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
地震や災害が起こった時に生命・財産が守られると思う市民の割合	%	国立市市民意識調査	31.5 (2018年)	35.0	40.0
住宅の耐震化率	%	住宅土地統計調査における国立市の値	84.9 (2014年)	95.0	95.5

<展開方向2：災害等への対応能力の向上>

【目的】

災害時等の初動体制を充実させ、想定される避難者及び武力攻撃等における国民保護措置に対応するため、市民及び市職員の災害対応能力の向上を推進します。

【手段】

各種災害対応マニュアルの作成・検証を行うとともに、関係機関との連携強化を図ります。備蓄計画に基づき、想定される避難者数に対応できる計画的な備蓄を推進します。計画的に訓練を企画・実施することで、対応能力の向上を図ります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
備蓄数(食料)	食	市において備蓄している食料の数	75,720 (2018年)	102,052	102,052
市民の防災訓練参加者数	人	防災訓練に参加した市民の数	2,781 (2018年)	3,000	3,200

<展開方向3：自発的な防災活動の促進>

【目的】

地域の防災力を強化し、災害時における要配慮者の支援を円滑に行うとともに、市民の防災意識の向上による自発的な防災活動を促進します。

【手段】

自主防災組織の活動を強化するとともに、地区防災計画策定を推進します。地域での要配慮者支援事業の展開や避難行動要支援者名簿の効果的な活用、避難行動要支援者に対する個別支援計画の策定を進めることにより、要配慮者の支援体制を強化します。風水害は地震災害と異なり、事前にある程度予測が可能な災害であることから、住民が正確な知識を持ち、行動できるよう周知啓発を図ります。日頃からの防災関連情報の発信を強化するとともに、防災教育を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
自主防災組織数	組織	同左	26 (2018年)	30	34
防災対策をしていない市民の割合	%	国立市市民意識調査	23.4 (2018年)	20.0	18.0

<現状と課題>

法務省の「平成 30 年版犯罪白書」によると、刑法犯の認知件数は、平成 8(1996)年から毎年戦後最多を記録し、平成 14(2002)年には 285 万 4,061 件にまで達したが、平成 15(2003)年に減少に転じて以降、15 年連続で減少しており、平成 29(2017)年は 91 万 5,042 件(前年比 8 万 1,078 件(8.1%)減)と戦後最少を更新しました。

近年の認知件数の減少は、例年、刑法犯の過半数を占める窃盗の認知件数が、平成 15(2003)年から大幅に減少し続けたことが大きな要因となっています。一方、窃盗を除く刑法犯については、平成 29(2017)年の認知件数は 25 万 9,544 件となっており、平成 10(1998)年の認知件数(24 万 4,497 件)と比較すると 6.2%多くなっています。

国立市の平成 26(2014)年以降の刑法犯認知件数は、平成 27(2015)年の 857 件から 3 年連続で前年を下回る傾向が続いており、平成 30(2018)年では 531 件となり、38.0%(326 件)減と大きく減少しています。平成 30(2018)年における刑法犯認知件数を主な罪種別にみると、「自転車盗」が 252 件で全体の 47.5%を占め、次いで「万引き」の 45 件(構成比 8.5%)、「詐欺」の 38 件(構成比 7.1%)の順となっています。

国立市では、平成 26(2014)年 5 月に警視庁立川警察署との間で、「市と署との間の相互連携強化」、「市民の防犯意識の向上や自主的な防犯活動の推進に対する支援」、「犯罪情報等に関して可能な範囲内の市と署の相互提供」などについて定めた「国立市安全安心まちづくりに関する覚書」を締結し、警察との連携の下、市民が安心・安全に暮らせるまちづくりに取り組んでいます。また、社会全体の協力・連携による暴力団排除の活動に取り組み、市民の安全で平穏な生活を確保するため、平成 26(2014)年 4 月に「国立市暴力団排除条例」を施行しました。

自転車盗や侵入窃盗など、日常生活の身近なところで発生する犯罪を未然に防止するため、子どもから高齢者に至るまで市民のライフステージに応じた体系的な防犯教育を推進するとともに、地域での見守りの強化など犯罪が発生しにくい環境を整える必要があります。特に、国立市において被害の大きい特殊詐欺¹については、件数及び被害の減少に向けた重点的な取組が必要となります。

特に特殊詐欺については、平成 30(2018)年に 26 件の被害が発生しており、減少しない特殊詐欺被害を防止するため、広報啓発を一層推進するとともに、立川警察署、立川国立地区防犯協会、国立市防犯協会等と協働した取り組みを推進し、社会全体で特殊詐欺の被害を防止する機運の醸成を図る必要があります。

近年、我が国では社会環境や家族構成、ライフスタイル等の変化に伴い、消費者の「食」に対する関心が多様化するとともに、実際の食材と異なった食品表示等の問題を背景に、安心・安全な「食」を求める消費者の意識が高まっています。全国の消費生活センター等に寄せられた消費生活相談件数の推移をみると、総数ベースの相談件数は平成 21(2009)年度から横ばい傾向

¹特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく欺き、指定した預貯金口座への振り込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪(現金等を脅し取る恐喝も含む)の総称であり、その代表的なものが振り込み詐欺(オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金等詐欺)である。

にあるものの、このうち「食料品」に関する相談件数は増加傾向にあり、平成 30(2018)年度は平成 22(2010)年度から約 1 万 7 千件の増加となっています。

さらに、情報通信技術の発達に伴い、通信サービスの普及が進むと同時に、情報通信に関連する新しい消費者トラブルが多発傾向にあるほか、高齢者を中心に特殊詐欺による深刻な消費者被害が社会問題化しています。

全国の消費生活センター等に寄せられた「通信販売」に関する消費生活相談件数は、年々増加傾向にあり、平成 30(2018)年度の件数は約 29 万 7 千件で消費生活相談全体の約 3 割以上を占めています。

また、民法の改正により、令和 4(2022)年 4 月から成人年齢が 20 歳から 18 歳へと引き下げられることとなりました。これにより 18 歳から契約等が可能となることから、消費生活に関する啓発等の対応が求められています。

現在、国立市では、消費生活に関する相談や商品の苦情等に専門の相談員が対応する「国立市消費生活相談センター」を開設しているとともに、消費者被害を防止するため、相談機能の強化や出前講座等の啓発活動に取り組んでいます。

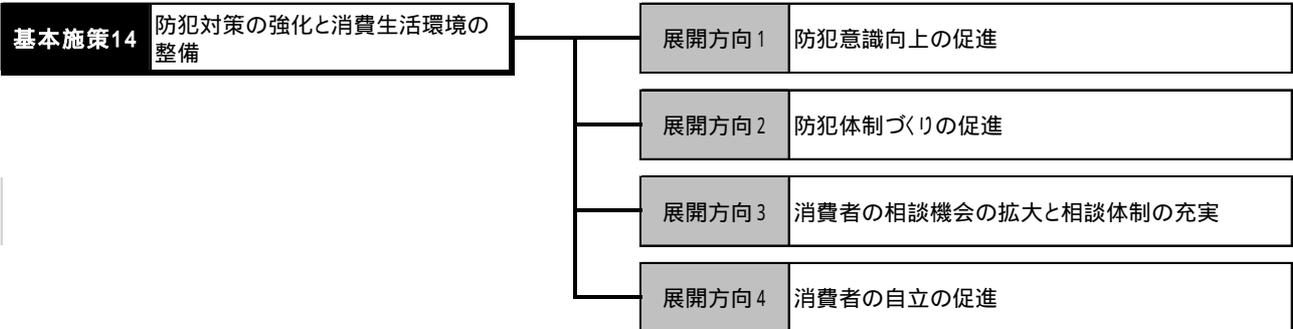
消費生活相談件数は、平成 26(2014)年度に 470 件となった後、横ばいでしたが、平成 30(2018)年度には過去 5 年間で最も多い 595 件となっています。

情報通信に関連する新しい消費者トラブル、高齢者を中心とした特殊詐欺、架空請求はがきなど、全国的に消費者を取り巻く社会環境が大きな変化を続けており、国立市においても子どもから高齢者まで、より多くの市民が様々な消費者トラブルに巻き込まれる危険性が高まっていくことが大いに懸念されます。

今後は、消費者トラブルを未然に防止し、市民一人ひとりが自主的かつ合理的な消費行動をとることができるよう、子どもから高齢者まで各年代の特性に応じた体系的な消費者教育を推進するほか、消費者トラブルに巻き込まれた市民に対する相談支援体制の維持・強化に努める必要があります。

< 施策の目的及び体系 >

生活上の安心・安全を確保するため、市民・地域・行政が協力して防犯対策を行い、犯罪が発生しにくいまちを目指します。また、市民が消費生活に関する情報を得ることができ、必要に応じて相談できるとともに、安心して消費生活を送ることのできるまちを目指します。



< 展開方向1：防犯意識向上の促進 >

【目的】

市民の防犯意識を向上させることで、自主的な防犯対策を促進し、犯罪被害の減少につなげます。

【手段】

市内で発生している犯罪の特徴に応じた啓発活動を実施することにより、効果的に市民の防犯意識の向上を図ります。

高齢者の見守りの活動や消費生活の出前講座など多様な機会を捉えて市民への啓発活動を実施することにより、特殊詐欺被害の軽減を図ります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
何らかの防犯対策を行っている市民の割合	%	国立市市民意識調査	83.0 (2018年)	85.0	87.0
特殊詐欺被害件数	件	同左	26 (2018年)	13	10

<展開方向2：防犯体制づくりの促進>

【目的】

犯罪発生情報を市民と共有し、関係機関との連携を強化することにより、犯罪が起こりにくい環境を作り、防犯体制の確立を目指します。

【手段】

くにたちメールによる不審者や特殊詐欺等の発生情報の提供を行います。

立川警察署、立川国立地区防犯協会、国立市防犯協会及び地域との連携を強化します。

自治会等に対して、防犯灯等の防犯設備への補助を行います。

特殊詐欺対策としての自動通話録音機の貸与や商店街等に対する安心安全カメラの整備補助など、犯罪の抑制となる取組を進めます。

市、市民、事業者が一体となって安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、「(仮称)安心して暮らせるまちづくり計画」の策定を目指します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
市内の刑法犯発生件数	件	東京都の自治体別刑法犯発生件数(警視庁)	531 (2018年)	500	480
くにたちメール登録者数	人	同左	6,887 (2018年)	7,000	7,500

<展開方向3：消費者の相談機会の拡大と相談体制の充実>

【目的】

消費者の相談に迅速に対応するとともに、消費者の多様化する相談ニーズに対応します。

【手段】

消費者からの相談時間等を拡大します。

消費者相談員の相談スキル向上に取り組めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
消費生活解決・処理件数	件	国立市の消費生活相談センターが解決・処理した相談件数	595 (2018年)	毎年度 600件以上	
過去1年間に消費生活に関する被害にあったことのある市民の割合	%	国立市市民意識調査	3.0 (2018年)	2.5	2.0

<展開方向4：消費者の自立の促進>

【目的】

市民が自らの自覚と判断により、消費者トラブルを回避できるよう支援します。

【手段】

消費者被害の事例や消費生活に関する知識を学ぶ機会を提供するため、出前講座、出張相談を積極的に展開します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
消費生活に関する情報が得られていると答えた市民の割合	%	国立市市民意識調査	85.5 (2018年)	90.0	95.0
出前講座により消費生活に関する情報を得られた人数	人	同上	216 (2018年)	毎年度200人以上	

基本施策 15 地域コミュニティ・課題解決型コミュニティ活動の促進

【施策統括課：まちの振興課

主な関係課：福祉総務課、高齢者支援課、地域包括ケア推進担当、子育て支援課】

<現状と課題>

これまで地域の実情に応じた住み良いまちづくりを推進する上では、住民に最も身近な地域コミュニティの基礎的単位である自治会、町内会等が主要な担い手となり、防災・防犯、環境美化、祭り・イベント、子育て支援、高齢者の見守りなど、様々な分野で活発な活動を展開していました。

しかし、国立市においては、他の都市部と同様に、地域のつながりの希薄化、市民生活や価値観の多様化、少子高齢化の進行等により、自治会・町内会の加入率は、平成 30(2018)年度では 29.2%と依然として低くなっています。近年、高齢化が進む中で独居高齢者や高齢者のみの世帯が増えていることから、孤立化防止のため地域での見守りが求められています。

地域の見守りや防災・防犯など、今後さらに個人や地域が抱える課題が多様化・複雑化していくと見込まれる中、これらの課題に迅速かつきめ細かく対応するためには、コミュニティ力が求められます。そのため、地域の課題を解決し、より良い地域社会づくりに向けて、自主的・自発的な活動に取り組む新たな担い手や団体の発掘と育成に努める必要があります。また、市民・地域・NPO・事業者等と行政がお互いに不足する部分を補い、自立したパートナーとして協力し合い、課題の解決に取り組む協働のまちづくりを様々な分野に拡大していく必要性が高まっています。

コミュニティ施設については、施設利用者のニーズを把握しながら、既存施設を有効に活用していく必要があります。各地域におけるコミュニティ活動の活発化にも結びつくよう、ハード・ソフトの両面から、既存コミュニティ施設の機能向上や有効利用を促進するための取組を強化する必要があります。

近年、本格的な人口減少社会の到来や少子高齢化の進展等を背景に、全国的に地域社会が抱える課題が複雑化・深刻化しているとともに、社会保障関係費の増大等によって、行政の人的・財政的な制約が強まっています。

このような状況下、行政だけでは解決できない課題等に対して、市民・地域・NPO・事業者等と行政がお互いに不足する部分を補い、また、自立したパートナーとして協力し合い、課題の解決に取り組む協働のまちづくりを様々な分野に拡大していく必要性が高まっています。

市・団体・市民の横の連携を生み出すために、広く市民・団体が利用できる情報発信サービスを構築し、ソーシャルメディアを利用した新たな市・団体・市民の交流機会の提供と CSW やボランティアセンターを含む広域連携の推進を目指す必要があります。

地域課題解決の主体として、NPO に加え、利潤ではなく社会的利益を追求する会社組織ソーシャルビジネスが注目されています。ソーシャルビジネスにおいては、商工業者向けの支援策がそのまま活用でき、地域の課題解決の新たな担い手として支援する必要があります。

今後さらに多様化・深刻化していくと見込まれる地域社会が抱える課題に対し、迅速かつきめ細かく対応するためには、様々な機会を捉えて市民の意見を聴取し、また、より広範な分野で市民・地域・NPO・事業者等との市民参加(市民参画)と協働によるまちづくりを積極的に推進

してくための仕組みを強化することが必要です。

平成 30(2018)年 12 月に「出入国管理及び難民認定法」が改正され、新たな外国人材受入れのための在留資格が創設されました。これに伴い、外国人住民が増加することが予測され、住民間のトラブルの発生や行政サービスが十分行き届かない可能性も懸念されます。日本語学習支援、生活相談、就学時・災害時での多言語での情報提供、健康相談・医療機関での多言語対応、居住支援や入居差別の解消など、日常生活において多岐にわたる支援が求められる可能性があります。

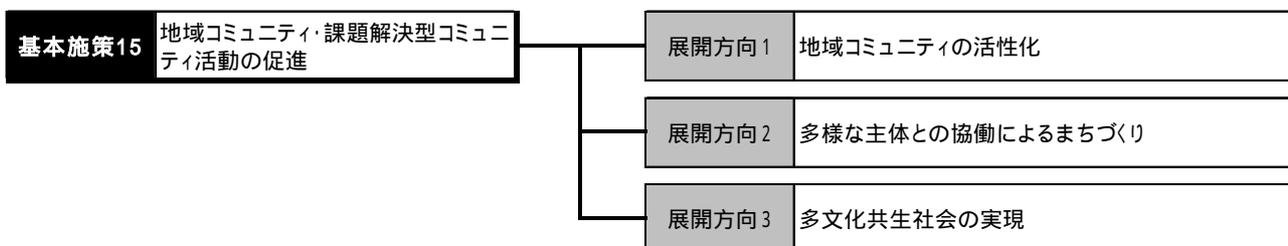
国立市の外国人人口は、平成 27(2015)年の 1,341 人から毎年 100 人前後増加し、平成 31(2019)年 4 月には、1,746 人に達しています。特に東南アジアからの外国人の増加が特徴となっています。

既に外国人住民の割合が高い自治体においては、コミュニケーションや情報伝達を円滑に行うため「やさしい日本語」を導入する取り組みが進んでいます。

日本語学習支援、生活相談、就学時・災害時での多言語での情報提供、健康相談・医療機関での多言語対応、居住支援や入居差別の解消など、言語だけではなく、性、年齢、しょうがい、民族、国籍・出身地、宗教など、ソーシャル・インクルージョンの観点から、多様なマイノリティに配慮した社会づくりに取り組むことが求められています。

< 施策の目的及び体系 >

地域コミュニティ(自治会・町内会・地域における共同体)や、NPO等課題解決型コミュニティとの連携を強化し、地域の課題解決を図ります。自治体政策全体を見直す基礎的な観点として多文化共生を位置づけ、外国人市民が地域で孤立することなく受け入れられ、相互交流できるまちを目指します。



< 展開方向1：地域コミュニティの活性化 >

【目的】

地域コミュニティにおいて重要な役割を担う自治会・町内会の組織や活動を維持・強化し、コミュニティ力を高めるとともに、これらの組織が地域で積極的に活動する場を整えます。

【手段】

防災・防犯など、生活に役立つ情報を自治会・町内会に提供します。また、市ホームページや広報等を活用して自治会・町内会の活動を支援します。

多様な主体の協働による取組や地域資源(人材・物資・資金・情報)を効果的に活用したコミュニティ活動を促進します。

活動拠点となるコミュニティ施設の機能を充実します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
自治会・町内会加入率	%	自治会・町内会加入世帯数 / 全世帯数	29.2 (2018年)	33.0	36.5
コミュニティ施設利用者数	人	地域集会所、地域福祉館、地域防災センターの延べ利用者数	170,871 (2018年)	180,000	190,000

<展開方向2：多様な主体との協働によるまちづくり>

【目的】

多様な主体による協働を進めることにより、地域社会が抱える課題に迅速かつきめ細かに対応します。

【手段】

より広範な分野において、市民・地域・NPO・事業者等が連携を強化することで共助社会づくりに取り組みます。

ソーシャルメディアを活用した新たな市・団体・市民の交流機会を提供します。

地域課題解決の主体としてソーシャルビジネスを支援します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
くにたち地域活動支援室の利用者数	人	同左	6,287 (2018年)	6,800	7,500

<展開方向3：多文化共生社会の実現>

【目的】

外国人市民が快適に生活できる環境を整えるとともに、日常的に外国人市民と交流することにより、相互理解を進めます。

【手段】

外国人市民の日常生活におけるニーズを把握・共有するため、外国人を含めた市民と行政による意見交換の場を設けます。

地域の国際交流団体や大学等との連携を図り、在住外国人との相互理解を図る活動を支援します。

地域の国際交流団体や一橋大学等と連携した懇談会・講座・レクリエーションなど、在住外国人と市民が交流する機会をつくります。

多言語対応や「やさしい日本語」を活用して、外国人にも伝わりやすい情報発信に努めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
言語間・国際文化間の違いにより不便を感じている市民の割合	%	国立市市民意識調査	令和2(2020)年度中に実績を把握し目標設定予定		